

令和8年第2回

定例会会議録

会 期

令和8年 6月11日（木）から
令和8年 6月19日（金）まで

会 議 日

令和8年 6月11日（木）
令和8年 6月19日（金）

東 串 良 町 議 会

令和8年第2回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 令和8年6月11日 午前 9時30分
散 会 令和8年6月11日 午後 2時14分

出席議員（10人）

1番 上池勝彦	2番 小川香織
3番 児玉勇治	4番 瀬戸山譲一
5番 牧原完治	6番 西園貞美
7番 前田隆	8番 上園ミキ
9番 宮地利雄	10番 田之畑稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

5番 牧原 完治 6番 西園 貞美

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 倉ヶ崎 和 治 書 記 清 瀧 美東士

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長	宮 原 順	住民課長	瀬戸口 衛
副町長	大 園 保 広	企画課長	上 野 史 生
教育長	金 久 三 男	まちづくり推進課長	上 原 久
会計管理者	駿河崎 哲 郎	農地課長兼農業委員会事務局長	上 野 勝 志
総務課長	浜 屋 啓 子	管理課長兼学校給食センター所長	中小野田 輝幸
農林水産課長	瀬戸山 雅 樹	社会教育課長	吉 留 潤一郎
福祉課長	小 林 真紀子	総務課長補佐	宮 田 潤
税務課長	西 田 博 文		
建設課長	寺 園 竜 二		

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
一般質問の目次	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1号 令和 7 年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度東串良町一般会計補正予算（第11号））
- 日程第 8 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号））
- 日程第 9 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 7 号））
- 日程第10 議案第17号 水槽付消防ポンプ自動車購入契約について
- 日程第11 議案第18号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第19号 東串良町円山公園管理センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第20号 東串良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第21号 令和 8 年度東串良町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第15 議案第22号 令和 8 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第16 議案第23号 令和 8 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第17 議案第24号 令和 8 年度東串良町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第18 一般質問

一般質問の目次

質 問 者	質 問 事 項	掲載ページ
瀬戸山 譲一	1. これからの趨勢について	p. 12～
	2. 複合施設建設の妥当性について	p. 16～
	3. 防災・減災について	p. 24～
	4. 討論会について	p. 29～
上園 ミキ	1. 物価高騰対策について	p. 31～
	2. 教育について	p. 34～
小川 香織	1. 町長施政方針の内容について	p. 37～
	2. 令和8年度の財政について	p. 55～
牧原 完治	1. 荒廃墓地対策について	p. 57～
	2. 高校生の通学バス定期券補助について	p. 58～
	3. 交通安全対策について	p. 60～
宮地 利雄	1. 平和行政について	p. 62～
児玉 勇治	1. 土曜授業について	p. 65～
	2. 中学校の部活動について	p. 67～

会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和8年第2回東串良町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番 牧原完治議員及び6番 西園貞美議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの9日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月19日までの9日間に決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第3 諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情3件は、陳情書の写しのとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

次に、議長及び町長の報告は、配付してありますので報告を省略します。

これで、諸般の報告を終わります。

◆ 日程第4 報告第1号 令和7年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議 長（田之畑）

日程第4 報告第1号 令和7年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、町長からの説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

報告第1号 令和7年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項及び東串良町会計規則第12条第3項の規定により、繰越明許費の繰越額が確定したことから、繰越計算書を調整したので報告するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号 令和7年度東串良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◆ 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例の一部を改正する条例）

議 長（田之畑）

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

## 会 議 の 経 過

町 長（宮 原）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

令和8年度税制改正大綱に基づく地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、東串良町税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

子ども・子育て支援金制度の創設等に伴う地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

◆ 日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度東串良町一般会計補正予算（第11号））

議 長（田之畑）

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度東串良町一般会計補正予算（第11号））を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

令和7年度東串良町一般会計補正予算（第11号）につきましては、国庫支出金、県支出金、地方交付税及び町道公共施設等に係る調査への確定及びそれに伴う財源更正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度東串良町一般会計補正予算（第11号））を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

### ◆ 日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））

議 長 (田之畑)

日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

令和7年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、保険給付費交付金額の確定に伴い、減額の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度東串良

## 会 議 の 経 過

町国民健康保険特別会計補正予算（第５号））を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第９ 承認第６号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度東串良町
介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第７号））

議 長（田之畑）

日程第９ 承認第６号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第７号））を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第６号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

令和７年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第７号）につきましては、保険給付費等交付金額の確定に伴い、減額の必要が生じたため、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

会 議 の 経 過

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第7号））を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

### ◆ 日程第10 議案第17号 水槽付消防ポンプ自動車購入契約について

議 長（田之畑）

日程第10 議案第17号 水槽付消防ポンプ自動車購入契約についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第17号 水槽付消防ポンプ自動車購入契約について、御説明申し上げます。

東串良町契約規則に基づき、指名競争入札に付した令和8年度石油貯蔵施設立地対策等交付金事業、水槽付消防ポンプ自動車CD-I型購入事業について、物品売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、物品購入金額が700万円を超えるためでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから、議案第１７号 水槽付消防ポンプ自動車購入契約についてを採決します。  
お諮りします。  
本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第１１ 議案第１８号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第１１ 議案第１８号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。
町長。

町 長（宮 原）

議案第１８号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

会 議 の 経 過

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、議案第18号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第12 議案第19号 東串良町円山公園管理センター条例の一部を改正する条例の制定について

◆ 日程第13 議案第20号 東串良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第12 議案第19号 東串良町円山公園管理センター条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第13 議案第20号 東串良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

それでは、議案第19号及び議案第20号について、御説明申し上げます。

## 会 議 の 経 過

初めに、議案第19号 東串良町円山公園管理センター条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

円山公園管理センターの休館日を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第20号 東串良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

災害時の非常時において、施工業者の確保と水道施設の早期復旧を図るため、管理者が必要と認めるときに限り、他の水道事業者が指定する施工業者による給水装置工事の施工を可能とするため、条例の一部を改正するものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので御了承願います。

~~~~~

- ◆ 日程第14 議案第21号 令和8年度東串良町一般会計補正予算（第1号）
- ◆ 日程第15 議案第22号 令和8年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- ◆ 日程第16 議案第23号 令和8年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
- ◆ 日程第17 議案第24号 令和8年度東串良町水道事業会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第14 議案第21号 令和8年度東串良町一般会計補正予算（第1号）から日程第17 議案第24号 令和8年度東串良町水道事業会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、議案第21号から議案第24号までについて御説明申し上げます。

初めに、議案第21号 令和8年度東串良町一般会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,700万円を追加し、歳入歳出それぞれ74億1,300万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。

次に、議案第22号 令和8年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億7,577万2,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。

次に、議案第23号 令和8年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,676万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億376万6,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。

最後に、議案第24号 令和8年度東串良町水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

資本的収入及び支出の予定額は、本補正予算第2条によるところでございます。資本的支出の予定額が339万9,000円増額となりまして、1億324万9,000円といたしました。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

◆ 日程第18 一般質問

議 長（田之畑）

次に、日程第18 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

4番 瀬戸山譲一議員。

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

早速、では通告どおり質問に入りたいと思います。

まず、質問1、これからの趨勢、これからの社会の趨勢、つまり移ろいゆく方向性、流れをどのように考えているか尋ねるです。

その前にちょっときざっぽいお話をさせていただきたいんですけど、私がこの質問を投げかける前提になった、ある平家物語の序文をちょっと暗唱させていただきたいんですけど、私は、そのように、これからの世の中になるんじゃないかなと予想しております。だから、平家物語の序章は何と言われるのかということですけど、皆さん、よく耳にされている方もいらっしゃると思います。中学校、高校のときの教科書にも出てまいりますけれども、その序文とは何かといったら、こういう序文でしたよね。

「祇園精舎の鐘の声、諸行無常の響きあり、沙羅双樹の花の色、盛者必衰の理をあら

わす、おごれる者も久しからず、ただ春の夜の夢のごとし、猛き者もついには滅びぬ、ひとえに風の前の塵に同じ」、これが平家物語の序文です。つまり何かと云ったら、盛者必衰の理をあらわすと言いましたけれども、栄える者も必ず滅びるというんですね。そしておごれる者は久しからず、どんなに調子がいい者もついには滅びてしまい、猛き者、幾ら虚勢を張っている者もついには滅びぬ、風の前の塵と同じ、これが平家物語の序文でありまして、私はこれからの世の中はこうなるんじゃないかなと思っております。

具体的にどういうことかと言ったら、今朝のニュースも聞かれた方も多いかと思うんですけど、イラン問題、イスラエル問題、ホルムズ海峡問題、これは解決の糸口は見いだせないんですね。その影響が今ナフサを筆頭にひしひしと世間に回ってきて、昨日、お掃除をされる方がうちに来られて、その関連事業として、塗装屋さん、それから家の外装を塗装する方々が仕事ができなくなってきたという話です。これぐらい厳しい世の中がやってきたということです。

だから戦後80年、今までみたいな繁栄は、もう維持ができないんじゃないかなというふうに考えております。

議 長（田之畑）

瀬戸山議員、一般質問というのは…。

4 番（瀬戸山）

いやいや、これは序文ですよ。これを前提にした話をしてるんですから。

議 長（田之畑）

序文といっても発言は、要点を簡潔にして。

4 番（瀬戸山）

要点を踏まえて言ってますよ。

議 長（田之畑）

長いですよ。

4 番（瀬戸山）

いや、時間が1時間あるから大丈夫ですよ。何言ってるんですか、いつも。

議 長（田之畑）

質問じゃないじゃないですか。

4 番（瀬戸山）

いや、だから質問に移るって今から。

議長（田之畑）

質問からしてくださいよ。

4 番（瀬戸山）

質問しますから。

議長（田之畑）

そんな発言はないですよ。議員としてちゃんとした発言をしないと、自分のね、こういう論理を長々と語る会じゃないんですよ。町の行財政に対して、その関連としてこういうこともありますよというんだったらいいんですよ。だからもうちょっと考えてやってください。

4 番（瀬戸山）

分かりました。じゃあ、続けますね。

昨日もニュースで出てました。今度スーパーエルニーニョと、気象庁も100%やってくるということで、昨日はパキスタンなんか気温が48.7度、そして1870年代にこれもあったみたいですけども、そのときに世界が干ばつになって食料がなくなって飢饉が起きているそうです。

だから、さっき言ったイラン問題にしても解決できない。すごく厳しい世の中がやってくるんですね。これはやっぱり歴史観、この歴史観をもって世の中を俯瞰していかないと、これから行政、これから私たちのやらなければいけない議会としての方向性も、これを踏まえないと、ピントが大きくずれていくと思うんですよ。だからイラン問題にしても、今度航海が今やばそうになっておりまして、アデン湾と紅海、バブ・エル・マンデブ海峡問題というのが出ておりますけれども、ここも間もなく交戦が始まるんじゃないかと心配されております。

こうなったとき、私たちは何をしなきゃいけないかということなんですよ。だから私はいつも言ってますけれども、水、食料、エネルギー、これをベースにした備えをしていかないといけない時代に入ってきたと思うんです。だからその備えは何かといたら、今日は建設業の方々が出てきていらっしゃいますけれども、水、食料、エネルギー、これをベースとしたインフラ整備、ここに公共投資を打っていかないといけないんじゃないかなと思っていますところですよ。

そして人口問題ですけども、これもすごく深刻です。これからの世の中、東串良の職員さんの問題にしてもそうですけれども、人口がとうとう6,000人を割って、今、東串良は5,800人台に落ちてきました。こういうことを踏まえて、これからここに書いていますけれども、町長、もうこういう世の中、繁栄のいい世の中は終わってしまった。これからはこういう時代が来るんじゃないかということをこの前、町長室に行って、町長とも直談判しましたよね。それを踏まえて、これからの行政をどういうふうに考えていかなければいけないかということをちょっとよろしく願いし

ます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

今、議員おっしゃるとおり、傍聴の方々もいらっしゃいますが、議員が通告していらっしゃいますイラン、ホルムズ海峡問題等で、本町への影響も出ていると思うが、これからの社会の趨勢をどう考えるかということに対しまして、お答えします。

議員御指摘のとおり、現在、世界情勢は非常に不安定な状況にあり、特にイラン情勢やホルムズ海峡をめぐる問題につきましては、我が国にとっても決して他人事ではないと認識しております。

ホルムズ海峡は、中東地域からの原油輸送の重要な海上交通路であり、日本が輸入する原油の多くもこの海峡を通過していることから、仮に緊張が高まり、物流に支障が生じた場合には、燃料価格の高騰、電気料金や物価への影響、さらには、地域経済や住民生活にも大きな影響を及ぼす可能性がございます。

本町におきましても、既に燃油価格や物価上昇の影響は、農業・漁業・運輸業をはじめ、あらゆる分野に及んでおります。住民生活に少なからぬ負担を与えているものと認識しております。

一方で、議員がおっしゃるように、外交安全保障、エネルギー政策といった問題は、本来、国政や国際社会の枠組みの中で議論されるべきものであり、一自治体のみで直接解決できる性質のものではございません。

しかしながら、だからといって、地方自治体が無関係でよいということではなく、国際情勢の変化が地域住民の暮らしに直結する時代になっている以上、自治体としてもその動向を注視し、地域経済や住民生活への影響をできる限り軽減する取組が求められていると考えております。

今後の社会趨勢といたしましては、国際情勢の不安定化に加え、エネルギー価格の変動、物価高騰、人口減少、少子高齢化、気候変動、自然災害の激甚化など様々な課題が複合的に進行していくものと考えております。

また、デジタル社会や人工知能技術の進展により、社会構造や働き方も大きく変化していくことが予想されます。町においても、これまでの常識が通用しない時代になってきていると感じております。

そのような中、本町といたしましては、国や県との連携を図りながら、住民生活の安定を第一に考え、地域経済の維持、産業支援、防災体制の強化、エネルギー価格高騰への対応など自治体として取り組むべき課題に着実に対応してまいりたいと考えております。特に、どのような社会情勢になろうとも、地域で安心して暮らし続けられる環境を守ることが基礎自治体としての最も重要な役割であると考えております。今後とも、国際情勢や社会経済情勢の変化を注視しながら、住民の皆様の声を丁寧に伺い、必要な対策を講じてまいります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

すごく納得できる内容であったんじゃないかなと思います。ここで何回も言わせてもらっていますけれども、これもきざっぽいことを言うようだけれども、横文字のシンク・グローバリー、アクト・ローカリー、世界を見て、地元で戦えという言葉だけれども、まさしくそのとおりかなと思います。

私が今、こういうふうな第一章で、こういう質問でいざなった一つには、後々の複合施設建設につながっていくわけですが、どこに行政の方向性を、焦点を定めるかということになっていくと思います。だから、最終的に、後から言いますが、複合施設建設、今は待ったという形を取っていかないと、それができないんですね。

次に行きます。

次は、複合施設建設の妥当性を問うです。

今、マスコミで、あるいはニュース等で、しょっちゅう日本中の、ここに書いてありますとおり、大規模な建物、それから駅前開発なんかもほとんど中止になっております。もしくは見直しです。ここに書いてあるとおりに、これをどのように受け止めているかということです。どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃるとおり、テレビでこの間、NHKのクローズアップ現代でもやっておりました。東京都の池袋とか駅前が何か100億円、200億円とか、あれが今、工事が中止になっているようでございます。全国的に、大型施設や駅前開発の件もそうですが、駅前開発などの事業が見直しや中止になっている事例があることは承知しております。

そのような事例の多くは、本町の事業規模や事業内容とは異なるものがございますが、先ほど議員おっしゃられたイラン、ホルムズ海峡問題をはじめとする国際情勢の影響により、今後の物価や建設コストの動向に不透明な要素があることも承知しております。

一方で、本町においては、既存施設の老朽化や防災機能の強化など、対応すべき課題があることも事実でございます。町といたしましては、今後も事業費の動向等を注視しながら必要な精査を行い、町民の皆様に必要な機能を確保できるよう、複合施設整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

これが南日本新聞の5月10日の一面なんです。堂々と出てますね。建設費抑制を期待。このとおりです。だからいつも不思議に思うのは、30億円から50億円に増額をされていたわけで、その根拠も分からないし、それで前の企画課長が特別委員会で、自分たちの議員さんの中から、身の丈に合ったものをとか、もう少しコンパクトなものと言われても、いや、変えるつもりはありませんと、一言で片づけるんですね。かたくなにそれを拒む。ここがすごく不思議でならないんですよ。特別委員会から指摘があった場合、それを考慮しますとか、考えてみないといけませんねとか、一言もないんです。もう決まってるんですね、何か。ここがおかしいんですよ。このことも後から、また付け加えますけれども、重大な話をするかもしれませんけど。

それで、さっきの答えの中に、町長、東串良のその複合施設、自分たちの何か考えがあるという形で頑張っていこうという、そういうふうな話に受け取れるんですけども、今、言ったように、これだけコンパクトなものを、身の丈に合ったものに変更しない、ここが私は不思議でならないんですね。もう一回取り沙汰してもらいますけれども、去年の7月の鹿屋の寿の生涯学習センターというところに我々議会は委員長の提案により、勉強に行ってきた、調査をしてきたということをここで話もしましたね。あそこは、3億7,900万円の事業費、10年前でしたけれども。それでちゃんとランニングコストも提示されて、3億7,900万円の事業に対して、ランニングコストが1年で大体1,900万円。ここが問題なんですけれども。そこは鹿屋の高隈、東原から寿にかけて2万7,000人を対象にした建物です。私たちは同僚議員何人かで語ったんですけども、見に行ってもらえたのか分かりませんが、これで十分だよという話になっているんですよ。

片や東串良は、さっき言いましたけれども、人口は6,000人を切って、5,800人台にまで落ちてきました。2万7,000人と5,800人ですよ。相手方は2万7,000人で3億7,900万円、10年前ですけども。倍になったとしても、倍まで行きませんが、1.5倍で計算しても、五、六億円で済んでいるんですよ。2万7,000人对5,800人。そして私は前の企画課長にも言いましたが、今、生成AI、ChatGPT、Geminiに東串良の複合施設建設をどう考えるかと問うてみてくださいと言いました。議会の中でも何人か議員さん同士でやってみたようですけれども、一言です。人口減少に伴い、将来財政が足りなくなるだろうという答えが出てきます。そのとおりなんですよ。だからそういうことを踏まえて、再度聞きます。この東串良の複合施設、50億円の妥当性があるのか、もう一回、町長、鹿屋の寿の、今言いましたけど、どう思いますか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員おっしゃることは分からないことではございませんけれども、今、我がまちでつくろうというのは、老朽化している、これ今回も総合センターが台風が来たときに、物すごい雨でした、ホールが。これは職員の方が慌てて大変な状況だということで。ステージもそうですけれども。何も大きいものをつくろうというんじゃないんです。今、ある総合センターがそのまま行くだけのことですよ。面積もほとんど変わりません。でかいものじゃないんです。やがて将来、我がまちはイベントとか、町の行事があるときにやるところがなくなると、そういう危惧されたものだからつくるんですよ。それだけは理解していただきたい。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

町長との話は、そこでいつもずれるんですね。私は反対しているわけじゃないと最初から言ってるじゃないですか。規模が大き過ぎるんですよ。だから今言ったでしょう。鹿屋の生涯学習センターは、10年前だけど3億7,900万円で済んでるんですよ。そこに300人が入れる席もあります。

じゃあ、もう一つ言います。南大隅町が令和4年度に庁舎建設をしましたよね。東串良は3,000平米で消費税込みの41億円です、今計画されているのが。南大隅町は、その1.4倍の面積、4,272平米で、23億円、消費税込みで出ました。そのうちの2億円は取壊し費用です。ということになれば、消費税込みの21億円なんですよ。これは令和4年度。面積は1.4倍ですよ。東串良は、その倍の金額なんですよ。今まで物価高騰があったとしても倍までは至ってないし、ましてや向こうは1.4倍の面積でつくっております。1.4倍だから、それを1を1.4で割ってしまえば、0.71、つまり東串良はその70%の金額でできるということなんですよ、面積で換算したときは。そうすれば、41億円の70%といたら、28億円です。ましてやそこに物価高騰云々を考えても、とてもそこまで行かないんですね。垂水の議員さんたちに聞いてまいりました。垂水の庁舎がひっくり返りましたけれども、あれは8年前の話だけど、あそこの面積が6,000平米で、ちょうど40億円だったそうです、予定価格が。東串良の倍ですよ、面積が。言われるんですね、庁舎建設の金額だったら分からないでもないけど、二次的な複合施設にそこまでお金をかける理由が分からないとおっしゃいました、垂水の議員さんたちがですね。おかしいでしょうと。

それでこれは固有名詞を出してもいいかな、どうかなと思いますけど、今設計をさ

れている設計会社の社長に尋ねました。なぜ38億円、つまり消費税込みの41億円なんですかといったら、役場さんのほうからその金額で基本設計も立ててくれと言われたと言われました。何でなんですかねと。何で金額が決まっているんですかねと。普通だったら、町民の皆さんから欲しいもの、こういうものが必要だということで、こういう建物があって、予定されて、こういうものをつくればという形で積算していけばいいものを、最初から41億円と決めていると。これはどういうことなのかなと思ったんですよ。その41億円というのは、前、コンサルタント、2,000万円の値段、ランドブレインが出した数値だそうですけども、そのランドブレインが出した成果物の中に、出してる金額なんでしょうけれども、町長、そのランドブレインが出した成果物に目を通しましたか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
通告外ですので、お答えできません。  
以上です。

議 長（田之畑）  
4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）  
通告外という話ですけども、これに全部関連しているんですよ、これ。大事な問題ですよ。ランドブレインが出した41億円の基になる、その成果物を目を通していか、通してないか、それが答えられないんですか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
議員お尋ねの本体工事41億円（消費税込み）の根拠を再度尋ねるところにお答えさせていただきます。  
令和7年12月定例会と令和8年第1回3月定例会においても同様の質問を受けております。税込み41億8,000万円の積算の根拠は、基本計画本編の42ページ以降に記載されておりまして、複合施設の機能や諸室の基本機能、建物の延床面積を想定し、類似規模、類似機能の公共施設整備の実質単価や、国、県等が公表している公共建築工事の標準単価を参考に1坪当たりの建築単価を設定し、延床面積単価という形で建築工事費は算定されております。外構整備費も1平米の単価を設定し、算定されております。

これらに基本構想基本計画の策定業務委託事業の受託者の設計実績や、過去設計から基本計画策定時までの物価補正を加えるなどして、受託者の知見に基づく概算工事費として委託業務内で示されたものでございます。

なお、その後の基本設計において施設内容を具体化しながら数量、積算等を行い、より現状に近い数字として工事費を算出しています。ただし、基本設計の段階でありますので、コスト面は若干多めの数字を拾うなどしていることは御承知いただきたいと思いますと思っております。

また、今後のコスト情勢も注視しながら事業を執行してまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

だからランドブレインが答申を出したものだと思いますが、それを自分で目を通しましたかということを聞いているんです。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今答えたのが正確の、基本でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

それを聞いているんじゃないですよ。なぜなら、この前、今度議会だよりも出ますけど、ランドブレインの報告書の中に、成果物の中に算定した41億円の計算式が、積立てがちゃんと提示されていますかと言ったら、当時の企画課長はありませんと言いましたよ。あなたは、それを自覚されていますか。認識されていますかという話になってくるんですよ、これ。重大問題なんですよ、これ。ないとおっしゃいましたよ、企画課長は。これは議事録にもちゃんと残っていますよ。そんなことの今答弁を求めているんじゃないんです。ちゃんと首長として、その中身を精査して、41億円という金額がどういうふうにして算出されたのかということを把握しているかということを知っているんです。それがなければ、こんないいかげんな計画、こんなふざけた計画はないということです、それを首長が把握していなければ。実際言いましたじゃ

ないですか、当時の企画課長が。その計算式、見積書はございませんと。副町長、やめてください。何を指示してるんですか。いやいや、関連で言ってるだけですよ、これ。いや、後ろの方もみんなその答えを聞いているんですよ。つまり把握してないということですよね。だから41億円になった、その算定されたと言われましたでしょう。算定されたその計算式がないと言ってるじゃないですか、企画課長は。これはどういうことですか。いいですよ、企画課長はないと言ってるんだから。ないものをどうして41億円と出したんですかということです。ないそうですよね、皆さん、びっくりされますよ。こういういいかげんなやり方で計画が41億円、トータルの50億円で進んでいるんですよ。これ、町民の皆さん、あるいはマスコミにも言っていないといけないですね。自分が把握してないんですよ。

次に行きます。

おととい、私は、今の総務課長に今度7,000万円繰り入れて、建物の基金でほぼ12億円お金がたまっていると言いました、聞いたら。この12億円のお金は何に使えるんですかということで、建物の補修とか、修理とかという一般論を含めて、私がそこで再度聞いたのは、これ、複合施設にも使えるんですよと。はい、使えますということでした。ここで問題なのは、50億円地域未来基金が10億円、過疎債で35億円、トータルで50億円予定されていますけれども、今ここにはいらっしやいませんけれども、前の総務課長が議事録を見ると、一般財源には手をつけない、もし、今物価高騰でどんどん上乗せされていって、雪だるま式に増えていくと思うんですよ。それでお金が足りなくなったとき、その12億円にまさか手をかけるはずはないよなと思っているんですね。公約されてるんですよ。それで私は、総務課長に聞きましたけど、その建物の基金は、これは一般財源ですか、一般財源じゃないんですかと聞いたら、一般財源だとおっしゃいました、おととい。ということは、今度7,000万円も繰り入れて、12億円に膨れ上がった金額、何に使うんでしょうかという話なんですよ。

だから今言ったように、ナフサにしても、例えばですよ、今アメリカから2倍から3倍、識者によっては4倍の高値で買っているという話で、どこどこで暴騰してしまって、予算がオーバーしてしまった場合に、一般財源に手を出すようなことがあってはならないということで、ちゃんと総務課長が公言されているんですね。そこを踏まえて、今から建設費が増額、雪だるま式に増えていくんじゃないかなと思いますけど、これ、やっていけるんですかということです。公約に従って、これ、約束は破れないですよ。一般財源には手をつけないということですけど。前々回のこの席で、ある議員さんが役場には幾ら貯金があるのと。55億円ぐらいと。それを削ってやってもいいじゃないかということで言われましたけれども、これ、とんでもない話なんですよ。ここに手をかけちゃいけないんですよ。だから建設費用が雪だるま式に増えていって一般財源には手をつけないと言ってて、もし足りなくなったらどうするんですか、町長。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃるとおり、この公共施設整備基金は、やがて将来、この庁舎もそうですが、庁舎には資金は使えません、もう補助がないものですから。だからそのために、こういう公共施設整備基金というのはあるんです。やがて将来、庁舎も30年近くになりましたけれども、やがて将来、10年、20年後かも分かりませんけれども、そのための基金でございます。そのほかに、基金はほかにもありますけれども、一般財源には手をつけることなく、ふるさと応援基金もでございます。それと財政調整基金もでございます。これは何にでも使えるお金ですけれども。取りあえずそういうのにはあまり手をつけないで、とにかく融資というものをいただく。そのために私自身がトップセールスで国に行きますけれども、そういう形で融資をいただくという考え方でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

日本中で大規模構造物、駅前開発がなぜ中止になるのかというのは、入札が不調に終わるんですね。だから北海道の八雲町で、あそこも1億9,000万円の要するに設計費用を取って、結局設計までして入札に不調に終わって、できなくなったと。だから、1億9,000万円ドブに捨てたじゃないかと町民からめっちゃくちゃ言われて、町長が平謝りをしてましたよね。

だから、私が言いたいのは、今、ランドブレインとか、あの辺も含めて、それから基本計画も含めて大体2億弱ぐらいお金を使っているんじゃないかなと思います。それで3月に通した3億1,800万円をプラスすると5億円。それで入札不調に終わった場合に、どうなるかと。この5億円、全部パーですよ。ドブに捨てるんですよ。そこを責任を取りますかと私は前にも言いましたけれども、町長、最終決定を下す、あなたの立場として5億円をドブに捨てる、今これほど言ってるのに、入札不調とかに終わって、5億円がパーになったら責任を取りますかという話です。どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

責任を取るか、それはもちろん町のトップですから、それはそうでしょう。でも、議会の議決を求めて進めております。議会の皆さんにも責任はございます。あなた方、

## 会 議 の 経 過

議会が認めたから私は進めておるんです。私は提案するだけであって、私だけの責任じゃないです。議会にも責任があるんです。それだけは御理解いただきたいと思います。おります。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

重大発言ですよね。私を含めて、あと3名、4名の方は、3月の議会でこの予算に反対いたしました。賛成されている方々に責任があるということでよろしいですね、今の発言。

町 長（宮 原）

・・・聞き取り難し・・・全責任。

4 番（瀬戸山）

全責任。私たちは反対しましたよ。こういう話が、皆さん、どう思いますか。

（不規則発言）

4 番（瀬戸山）

理屈はつくるものなんですね。こういうていたらくですよ。今日傍聴に来て、見てくださった、これをどんどん広げてくださいよ。

議 長（田之畑）

続けますか。

4 番（瀬戸山）

もうこんなものでいいでしょう。こういう状態を後ろに傍聴に来てくださった方は見てくださっているから。

議 長（田之畑）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時28分

— ◆ —

再 開 午前10時29分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

質問を続けてください。

4 番（瀬戸山）

こんなびっくりするような本会議ですよ。ユーチューブでも出るでしょうから。世間の内外の方々の見方、考え方、そしてこういう話があったということも、これから切に町民の皆さんに伝えていきますので。いつも笑ってますけどね。

次に行きますね。

いいでしょう、こういうことは言っていないといけないので。こういうのをきっかけにしないといけないので。

次です。

防災・減災についてです。

1年半前、柏原の町民の皆さんと語ろ会の中で出たことから先に言わせていただければ、そこで町民の皆さんから問い質されて、ある議員さんがこういうことを言いました。複合施設をつくるより、柏原地区の防災・減災を優先すべきだという、これはちゃんと録音も事務局に残っているそうです。そのとおりなんですね。複合施設をつくれば、予算をそっちに取られてしまって、はっきり言って、防災・減災が希薄になるんですよ。ここに書いてありますけど、全国、ひいては世界でも地震が多発している。ここ、大隅半島近隣でも地震が発生する可能性がある。これを認識しているか尋ねるでありますけれども、この前、三陸沖地震があったとき、私は2020年の週刊ポスト、今度も週刊ポストですけども、当たるんですよ。MEGA地震予測。今回、東北警戒ゾーン、第1位、この前来ましたね、震度5強が。これは村井さんという東大のGPSの専門家が言ってる。地面を測機をして浮き沈みを把握してやっているんですけども。ここに書いてあるんですね。九州南部、鹿児島、宮崎も危ないですよ。私は、総務課にも2022年の東海大学の先生の地下天気図というのを提出しております。それも当たってきました。その後に能登沖地震がありました。そしてこの前、震度6でしたっけ、青森沖、これも当たったんです。その村尾教授という方が一番心配しているのが大隅半島沖なんだよということを再三言ってるんですね。東南海沖も心配しないといけないけど、ここは再三言ってることです。前、町長が名古屋大学の福和先生と、NHKとMBCのシンポジウムがあったとき、隣に座って、町長が言ったのを覚えているんですよ。福和先生が大隅半島沖に地震が来たら、津波は三、四分で来ますよということをおっしゃったことを町長自ら言ったんですよ、それ。だから東南海沖地震も心配だけど、大隅半島沖の地震、これは総務課長、どう思っていますか。認識していますか。大隅半島近隣でも地震が発生する可能性があることを認識しているか尋ねるです。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町といたしましては、近年の日向灘沖地震や地域防災計画のとおり、本町に最も影響を与える想定地域等の概要も記載し、地震のみでなく、鹿児島県においても、過去に津波の襲来を受けており、本町を含む大隅地域においても、地震及び津波が発生する可能性があることを十分認識しております。

そのため、津波避難タワーや津波避難階段等の整備、施設の充実強化、また、地域防災計画に基づく地震・津波対策等の見直しや、東串良町消防団、福祉施設、消防署と連携、並びに消火、避難困難者の救出・救護、搬送支援体制の確立等を図ることを目的に相互防災訓練等の実施、町民の方々の防災意識向上のため、自主防災組織の防災講話、消火緊急処理訓練、東串良町全体で実施している実践に即応した津波避難訓練等を継続的に実施することで地域住民の方々の安心安全に努めてまいりたいと考えております。

なお、昨年度から県主導の下、大隅地域の大規模災害時対応に向けた自治体間広域連携検討会も開催されております。これは鹿児島県地域防災教育研究センター長の鹿児島大学、酒匂教授の指導の下、大規模災害が発生した場合の市町村連携について協議しております。このような協議に積極的に参加し、今後も災害に備えていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

私がいつも腹立たしく思うのは、いつも県がどうだとか、国がどうだとか、それも大事ですけども、違うんですよ。これ、自分の自慢話を言うわけじゃないんですけど、3年前に備蓄との連携協議会を持ってくださいと、それをお願いして6年たってからようやく実現しましたよね。そのときに備蓄との協議会、意見交換会のときに、私が備蓄は問題ありませんかと、いえ、問題ありません、液状化も起こりません、油も漏れませんという話でした。そうしたらその次の年、おととしの8月8日、震度5弱が来ました。震度5弱で37か所の油が漏れて、液状化も起こったんですよ。備蓄側が説明したことはことごとく外れてしまった。すごいこれ、大変なことなんですよ。そしてましてや東南海地震が強烈なやつが来れば、予報として東南海地震でも東串良は震度6強でしたか。震度5弱であれだけ出るわけだから、備蓄に関して、まだまだ言っていないといけない。そして私は、先々月、総務課さんに行って、産業能率大学と宮崎県立大学だったかな、1776年に外所地震というのがあって、大隅半島も甚大な被害を受けていると。その震源地は実は都井岬沖、志布志湾沖だったんですよ。そしてそこが出しているのは、恐らく10メートル級の津波が来るだろうと、来たらだろうと。そして、今度もし志布志湾沖での日向灘で地震が起きた場合、大隅半

島沖地震とは別ですよ、それでも10メートル級の地震が来るという答申を出しているのを西日本新聞に出ていたから、それを総務課さんにお伝えしたんだけど、この深刻な状況というのは、町長に伝わっていますか、どうですか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
外所地震のことについては聞いておりません。  
以上です。

議 長（田之畑）  
4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

だから、いつもそこは私言ってますよね。全然情報伝達がなされていないんですよ、役場の中に。情報が共有されていないんですよ。これで本当にやっていけるのかなと思っています。だんだん時間がなくなりましたけど。

それで前の議会のときに、私は逃げ遅れた方、そして御高齢でなかなか歩けない方、柏原の避難場所は松林の中にありますけれども、そういう人たちのために、逃げ遅れた方々のために浮揚式シェルターをどうですかという話をしました。それで日南市に、去年、私たち6月に、自分たちで友達同士で行ったわけですが、その話を聞いて、役場のほうも行って調査してまいりますという話でしたけれども、どうですかその後、行かれましたか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。

日南市に浮揚式シェルターを行政視察に行ったか尋ねるということにお答えしますが、日南市への視察は行っておりませんが、まずは製品に関する理解を図るために、開発会社でありますタジマモーターコーポレーションの担当者とウェブ会議を行いまして説明を受けました。九州管内の導入実績は10件あり、民間企業や個人宅へ設置されている状況となっておりますが、現行の浮揚式シェルターは生産終了となり、現在、新たなシェルターを開発中と伺っております。現行の浮揚式シェルターは、乗入れ口が低く容易に出入りが可能な点や、四点式シートベルト等の安全装置、浮力体構造により転覆しにくい設計、外部からの衝撃に耐えられる構造になっている旨、説明を受けました。

災害時には、安心・安全なシェルターになっていると感じたところですが、しかし、健常者であればシートベルト等の安全装置を使用し、大津波で瓦礫の中を安全に浮揚し、避難できたとしてもシェルターを使用する方は、ほとんどが避難行動要支援者の方だと思われます。そのような状況の中、避難行動要支援者の方々が安全に避難できると思われません。

また、地震により火災が発生した場合、火災温度1,000度にシェルターが耐えられないと危惧されたところでございます。

担当者の方もおっしゃいましたが、津波が来るから乗るのではなく、時間があるなら高台に逃げてもらうことが優先とのことでした。

このことから、まず津波を回避するには高台に避難するということが最優先だと思われます。本町は、対応といたしまして、津波避難タワー、津波避難階段等も整備しておりまして、毎年11月に実施しております東串良町津波避難訓練では、消防団に避難行動要支援者を避難所へ搬送する訓練等も実施しております。

地震・津波の対策についても知識、意識向上につながると考えております。いろいろな関係機関が連携を図りながら津波の対応に努めているところでございます。

また、自主防災組織の活動等では、住民の方々に耐震診断、家具の転倒防止、非常持ち出し品の装備、準備、そして津波の対応として迅速に高台に避難すること、少しでも高いところに避難することの意識づけを進めていければと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

こういう防災も、例えば今言った柏原の方々の意見を聞いてから判断すべきじゃないかなと思うんです。役場だけで判断していたらどうしようもないですよ。これを言ったら、柏原の方々にすごく受けがいいんですよ。柏原の方々に聞いて、問い合わせてみてください。高台に上れないんだって、あそこまで。そういう調査もしましたか。やってないんですよ、何も。それも一応議会でも調査に行こうか私は提案を出しましたけれども、それも議会で潰されましたけど。

次に行きます。

四国から東海地域、沿岸の各市町村は、積極的に事前防災に取り組んでいる。東串良はこの事前防災にどのように取り組むか尋ねるです。問題は、事前防災なんですよ。四国から東海地方、あの辺の市町村は、事前防災で動いているんですね。だから耐震調査、耐震対策、これを含めた事業を今年から、国・県が大幅に予算を上げてやるという話ですけども、これをやっていかないといけない。

それでもう一つ言えば、議会に対してそういうことも提案したけど、それも事前防災の件についても、これも潰されました。残念至極なんですけども。何を考えているんだと。議会は、三陸沖にまた行かれるそうですけれども、どういう意味かも私は

分かりませんが、行かれるそうで、私は事前防災を優先させるべきじゃないかなという形で憤慨しましたけどね。だから、私たちは当時の事務局長の浜屋さんでしたっけ、岩手の洋野町に行きましたね。あそこはどういう防災で動いているか、対策を取っているかということでした。ここで言いたかったのは、あそこで我々に応対してくださったのは、その地域で選ばれた防災アドバイザーの方が動いて、自分たちに応対してくださいました。これ民間なんですよ。今年の1月に、鹿児島で全県下、防災のセミナーがあったんです。それで、国重さんという方がそういう地震が起きたとき、あるいは起きる前の耐震調査、耐震対策を真剣に全国を飛び回っている方でした。それで各市町村がその方を防災アドバイザーとして雇って、地域のそういう皆さんと一緒に地域ごとの防災対策、そういうことを考えて動かれている方でした。例えば、私が提案したのは、その方のところに行って、協議をして東串良のそういうアドバイザーにもなっていたらいいような形はできるんですかと言ったら、全国でいろんなところが引き合いが起きておりますということでした。だから岩手県の洋野町にしても、外部の防災アドバイザーを入れて動いている。そこに予算に十分かけているんですよ。そこにお金が発生するのは当たり前なんですけれども、また議会で、それもお金が発生するのはやめたほうがいいと、それも潰されました。一体全体、東串良の議会を含めて、防災・減災にどういう取組ができるのか不思議でならないんですよ。さっき言ったように、私が外所地震についても、総務課に伝えてますが、それも全然町長のもとに伝わっていない。情報の共有もできてない。これで防災対策ができるはずがないと思っていますよ。だから町長、そういう情報の共有、外部に開かれた防災対策もこれから必要じゃないですかということを聞きたいんですけど、どうですか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

質問事項は、四国から東海地方沿岸の各市町村は積極的に事前防災に取り組んでいる。本町はこの事前防災にどのように取り組むかということだと思います。これに對しましてお答えいたします。

近年、全国各地で、大規模な地震や豪雨災害が頻発しております。とりわけ南海トラフ地震につきましては、甚大な被害が想定されていることから、四国から東海地方沿岸の各自治体では、事前防災の取組が積極的に進められております。

本町におきましても、町民の生命と財産を守ることを最優先課題として位置づけ、防災・減災対策に継続して取り組んでいるところでございます。

これまでの主な取組といたしましては、津波被害、災害時における住民の迅速な避難を確保するため、避難タワーを1か所整備するとともに、避難ステージを2か所、学校の屋上の避難階段、新川西分団詰所の避難階段、昨年度、畜産センター隣接地に防災対応を兼ね備えたトイレの整備を行いました。これらの施設につきましては、地域住民の皆様の安全確保に重要な役割を果たすものと考えております。

また、災害時の情報収集や災害対策本部機能の強化を図るため、防災センター及び防災庁舎の整備を行い、迅速かつ的確な災害対応ができる体制づくりにも努めてまいりました。

さらに、ハード整備だけではなく、地域防災訓練の実施や災害防災意識の啓発など、ソフト面での取組についても継続して進めているところでございます。

一方で、今後の課題も多くあると認識しておりますが、特に大規模災害発生時における住民生活の早期再建に向けて災害住宅の建設候補地の検討を進める必要があると考えております。

また、避難生活に必要不可欠となる食料品、飲料水、簡易トイレなどの備蓄についても想定される被害規模や避難者数を踏まえながら、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

加えて、現在検討を進めております複合施設につきましても、平常時には、住民サービスの向上に資する施設として活用しながら、災害時には避難所として利用できるよう、防災機能を兼ね備えた施設となるよう整備を進めていく考えでございます。

防災・減災対策につきましては、一度整備して終わりではなく、不断の見直しと改善が重要であると考えております。今後とも、国や県、関係機関と連携を図りながら、地域の実情に応じた事前防災対策を推進し、町民の皆様が安心して暮らせる安全なまちづくりに努めてまいります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

今複合施設の話が出ましたが、私は前のここの本会議でも言いましたよね。複合施設ゆえに、役場の中がいびつになっている、おかしくなっているということを言いました。さっき私は言いましたが、今日はここに、通告に出してませんけれども、私は重大なことを言おうかと思っているんですけれども、八代市の議会のドンと言われる人が6,000万円の収受で捕まりましたけど。私もいろいろな話を聞いております。これから東串良が利権食いされないように手を打っていかないといけない。これが複合施設に反対する私の最大の理由なんです。これが東串良の本質なんです。

最後、言います。町長、討論会しませんか、町民の皆さんの前で。そこに書いてあります。教育、農業、全て、どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今、議員おっしゃる討論会ですね、御提案の農水業、教育、福祉、複合施設などの

各分野において、町民の皆様の前で討論会を開催してはどうかとの御意見ですか。

4 番（瀬戸山）

そうです。

町 長（宮 原）

町民の皆様の声を直接伺い、行政運営に反映させていくという観点から大変重要な提案であると認識しております。一方で、討論会という形式については、その目的や進め方、参加対象など様々な形態が考えられるところでございます。まずは、どのような手法が町民の皆様にとって参加しやすい有意義なものとなるかを十分検討する必要があると考えております。

町におきましても、近年、複合施設に関する住民説明会を開催しましたところでございますが、議員も御承知のとおり、参加者数の確保が大きな課題であったと認識しております。討論会や座談会など、町民との対話の場は必要であると考えておりますが、その前提として、多くの方に関心を持っていただき、参加していただける環境づくりや周知方法の工夫が重要であると考えております。例えば、開催時間帯や会場設定、テーマ設定の工夫に加え、広報紙、防災無線、ホームページ、SNS等を活用した情報発信など参加しやすい仕組みづくりについても研究していく必要があると考えております。

また、議会におかれましても、みんなで語ろう会などを通じて住民への説明責任や広聴活動に積極的に取り組まれていることに対しまして、改めて敬意を表する次第でございます。その中で参加者数の確保や周知方法などについても様々な御苦勞や工夫があるものと認識しておりますので、町といたしましても、そうした取組事例を参考にしながら、より効果的な住民との対応の在り方について検討してまいりたいと考えております。

今後におきましても、町民の皆様の御意見を伺う機会の充実に努め、開かれた町政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。もう時間ですね。

4 番（瀬戸山）

前向きに検討されてくださるということで、考えておけばいいかなと思います。最後一言、さっきも言いましたけど、そういうふうに考えております。以上です。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前 10 時 55 分  
— ◆ —  
再 開 午前 11 時 03 分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8 番 上園ミキ議員の発言を許します。

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

それでは、まず初めに、物価高騰対策についてお尋ねいたしたいと思います。

続けて、運営等に関することも書いてありますが、まずは、高騰対策からお尋ねいたします。

中東情勢の混乱は、物価高騰をもたらし、家計への負担はもちろんのこと、あらゆるところに影響を及ぼしています。さらに、今年の夏は猛暑になると予想され、ダブルパンチ状態であります。本議会にも福祉施設代表 7 名による陳情書も届いております。恐らく執行部にも届けられているというふうに思っております。

この物価高騰は、スピードが速く、こうも長く続くとは誰も想定していなかったのではというふうに思うところでございますが、長く続き、家計への負担に影響が出てくるようになれば、町民の不安や不満の矛先は町に向きます。町は、何もしてくれないのか、何を考えているのかという人もいます。

そこで伺いますが、この物価高騰に対する施策を考えていることがあれば、お伺いいたしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

令和 7 年度、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、生活支援及び地域経済の活性化を図ることを目的とし、町民 1 人当たりの 2 万円を支給する令和 7 年度東串良町食料品等高騰対策商品券を令和 8 年 1 月に配布し、およそ 99%、6,263 名の町民の方々に御利用いただきました。令和 8 年度においても、中東情勢の悪化を受け、依然として物価高騰が続く中、令和 7 年度の国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の執行残及び鹿児島県生活者事業者応援プレミアム商品券等事業費補助金を活用いたしまして、東串良町生活者事業者応援プレミアム商品券事業を実施いたします。

この事業では、プレミアム率 50%、5,000 円購入で 7,500 円分の商品券、もしくは、デジタルポイントとして利用できます。申込期間が令和 8 年 6 月 12 日か

ら7月17日まででございます。販売期間は、令和8年8月3日から9月30日まで。利用期限は、令和8年12月31日までを予定しておりますので、円滑な事業実施に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

今、町長の答弁で、プレミアム商品券での対応を考えているという答弁でございましたが、ありがたいことはありがたいことなんですが、しかし、この商品券が特効薬になるのか。やはり町民は、今まで無償でもらっていたものを今度は5,000円出して7,500円ですよ、2,500円、半分のあれがつくということで、そういうことから言えば、プレミアムがついたところで、一般町民がどのような反応を示されるかというところで、私は心配しております。

また、一方では、財源にも限りがあります。国・県の動向を見極めながら、今後の対応をしていただきたいというふうに思うところでございます。

次に、運営等への支援についてですが、これだけでは、どこの運営なのか、お分かりにならないというふうに思いますが、私が言いたいのは、全ての事業所に対する支援でございます。特に、私ども議会にも届いておりますが、福祉施設7事業所から陳情書が届きました。この陳情書を拝見しますと、深刻な状況をうかがい知ることができます。このような状態が長く続くことは、施設側にとってもいいことではないし、また、高齢化が深刻な状況になりつつある本町にとってもいいことではない。従来の水準を保つことが困難となる前に、金銭的ではなく、食材費等の支援はできないものかというふうにお尋ねいたします。どうでしょうか、町長。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

物価高騰に対する施策と運営等への支援はできないか尋ねるところでお答えします。

介護保険施設及び障害福祉サービス事業所、これはもうなくてはならない施設でございますが、国が定める報酬等により運営されておまして、食材費やエネルギー等の物価高騰の影響を直接受けながらも、利用料金への価格転嫁が困難な状況にあります。

このため、施設の安定的な事業運営と利用者への質の高いサービス提供を継続していく上で、物価高騰への対応は重要な課題であると認識しております。

先日、令和8年6月1日付で町内の介護事業所及び障害福祉サービス事業所から物

価高騰対策支援に関する陳情をいただきました。内容といたしましては、物価高騰により社会福祉施設の経営状況の悪化を踏まえ、本町による支援を要望するものでございました。

社会福祉施設に対する物価高騰対策につきましては、ごく一部の自治体において、重点支援地方創生臨時交付金を活用した支援が実施されております。鹿児島県においても、障害福祉施設や介護保険施設等を対象に、ＬＰガスや食材費等の価格高騰分の一部を支援する事業が実施されております。市町村独自の上乗せ支援を行った事例もあると承知しております。

一方、本町では、令和７年度の重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町内全ての住民を対象とした商品券配布事業を実施したところでございますが、同年度の交付金活用事業は既に確定しております。

このような状況を踏まえまして、今後の支援策につきましては、令和８年度の交付金制度の内容や配分額を注視しながらも検討してまいります。その際には、本町の特産品である農業を生かした支援の可能性についても検討してまいります。例えば、お米など町内産農産物の活用による食材費負担の軽減は、福祉施設の経営支援だけでなく、地域農業の振興や地域内経済循環の促進にもつながることが期待されます。

今後、国から示される交付金の制度内容や交付限度額、事業所の実情等を総合的に勘案しながら、現金給付や現物給付を含め、本町にとって効果的な支援策について検討してまいります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

８番 上園議員。

８ 番（上 園）

今、こういう状態の中で、どこが、誰かと甲乙つけ難い。みんな困っている。本町は、過去は事業者向けの支援もありました。個人事業主、法人、社会福祉法人、医療法人等への支援、この支援というのは、既にもう終了しております。２０２４年の１月１１日から２０２４年の３月１１日までの申請期間、既に終了しているところですが、誰もがこのように高騰が長く続くとは思っていなかったのではないのかなというふうに思うところです。

社会福祉施設入所者も本町の大切な住民、事業所側が困っているからといって入所料は基準によって決まっておりますので、勝手に値上げをすることはできない。だからといって、このままだと一法人当たりの赤字幅も相当な金額になるのではないかなというふうな、陳情書を見て自分なりにそういうふうに考えました。いつの間にか、あの施設も、この施設も閉鎖され、東串良町から施設がなくなるような自治体にならないように、弱い立場の方々を守ってくれるのが行政だというふうに思っておりますので、できることをなるべくスピード感を持って取り組んでいただきたい。今町長が答弁されたようなことが国の動向を見極めながら支援していただけるものならば、支

援していただきたい。ぜひ、そういうふう to 町民を守るために、弱い人立場の人も守るんだよという姿勢を見せていただきたい。精いっぱい努力されることを期待したいと思います。

それから、2 番目の教育についてお尋ねするところではありますが、私は、今回このような質問をするきっかけになりましたのは、この 1 冊の本の内容によって、我がまちの子供たちにもこういうふうになっていただきたいなというところで、今回質問させていただくことにいたしました。

子供は、その家庭の宝であると同時に、次世代を担う大切な一員としての宝でもあります。ですので、町独自の施策も充実しておりますが、それゆえに、どうなんだろうかなど。語弊があるかもしれませんが、過保護になってる部分もあるのかなというような感じを受けることも多々あります。

しかし、授業の内容等、そういうものによって心がついていけない子供たちも心が育っていく。新聞、テレビ等での報道を見る限り、事件を引き起こす年齢も低年齢化してきているということを踏まえますと、決してその数は多いとは言えませんが、本町の子供たちにも、心豊かで のびのびと健やかに育ってほしいという思いを込めて、本町の子供たちの感性を引き出すために、学校教育はどのように取り組まれているのか。例えば、作文や詩によって、そういう感情表現をさせてあげるとか、そういうふうなところで取り組んでいらっしゃるようなことがあれば、お答えいただきたいと思います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

教育基本法第 2 条第 1 項は、教育の目的として、豊かな情操と道徳心を培うことを規定しており、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めることを示しております。

感性は育てるものではなく育つものであると捉えており、感性を育成するには、感じる経験を増やしたり、感じたことを言葉にしたり、他者の感性に触れることが大切であると認識しております。

そのためには、風の音や季節の移り変わりなどの自然体験、音楽・詩や演奏会などの芸術体験、人の表情や食べ物の香りなどの日常の小さな気づきなど経験を広げることが必要であると考えます。

また、正解を求めない、否定しない、比較しないなど感性を育てるための環境づくりも大切であると考えます。学校におきましては、教科学習や特別活動等の時間において、作文や詩を書く、俳句・短歌をつくるなど、感じたことを言葉にする学習、詩や俳句の鑑賞会、読書会など他者の感じ方に触れる学習などに取り組んでおります。

教育委員会では、日々の読書活動の営みを記録し、分かち合う目的で読書感想文等

の作品集「まつかさ」を毎年作成し、発行しております。作品集には、作文だけでなく、小学生による感想画や標語、読書郵便など、1冊の本と真剣に向き合い、自分を見詰め直した自己表現の軌跡が収められています。受賞者の多種多様な表現方法に触れることにより、他の子供たちにとっても新たな気づきや学びを得る貴重な機会となっております。

このように、子供たち一人一人の感性や感動を文集「まつかさ」という形にまとめ、互いに学び合える工夫を凝らすことで、子供たちの豊かな感性を育む教育を推進しております。

教育委員会としましては、今後とも感性豊かな児童生徒が育つよう、社会教育、学校教育、家庭教育の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

教育委員会のほうでいろいろ取り組まれている様子というのをうかがい知ることができました。私が教育を語ることは、もう非常に自分自身が恥ずかしいというような気持ちもありますけど、私、今回ですね、こういう質問をするにいたって、先ほども言いましたけれども、1冊の本に出会ってからだったんですよ。久しぶりに入った本屋さんで、この本を見つけました。「頭は悪いけど学校が好き」というタイトルが目にとまり、手に取ってみました。何でもない日常を切り取る豊かな言葉が綴られた詩でした。3歳から中学生までの詩、3歳の幼児は字が書けないので、子供が発した言葉を母親が記録し、投稿されたという説明書きがありました。読み進めておりますと、大人で表現することができない素直で正直な言葉、じーんと来る詩から、くすつと笑みがこぼれそうな詩まで、短い文章でこれほど感動した本に久しぶりに出会いました。その中で2点ほど紹介しますと、タイトルにもなっておりますが、「僕は、今2年生です。あまり勉強はできません。でも、僕は僕なりに生きています。頭は悪いけど学校が好きです」、この詩を読んだときに、何てすてきな、自分自身がですよ、想像したところが、何てすてきな学校なんだろうなと。頭が悪い人もいい人もみんな一緒に運動場で駆け回って遊んでいるんだろうなというような想像をしてみました。勉強、勉強って、それも大事なんですが、一生を通じて、そこまでこだわる必要があるのかなと、この子供みたいに、僕は勉強はできなくても、学校が好きなんだよと言った子供が将来どういような大人になるのかなということも想像してみました。この子は、群馬県の子供だったんですが、いじめもなく、楽しい学校生活が送られているんだろうなというふうに思いました。

もう一点紹介しますと、千葉県の小学3年生の詩なんですよ。男の子が書いた詩なんですが、「僕の実家」という題なんですよ。お母さんの実家は千葉の地域でしょーうね、岩瀬のおばあちゃんち、僕の家族は、竹の花の家じゃなくて、お母さんのおな

かの中だよね。こんなことを言われたら、お母さん、一生忘れることができないんだろうなというような感情をいただいて、私もついつい涙が出てしまいました。こんな子供が先ほども言いましたように、どんなふうに将来大きくなっていくんだろうかなと。大きくなってからこの詩を読んで、どういうふうに感じるんだろうかなというふうな思いもいたしました。

そういうところで、我がまちでも、このような子供たちに育ってほしいなという思いが強く募りまして、本町の子供たちも自由でのびのびと好きなように書いてもらうというような企画をされたら、表現できる場を与えることはできないものだろうかというふうに思ったわけなんですよね。強制して書かせるんじゃないくて、その子が思ったことを思う存分書かせるというような教育の在り方もあるのかなと。言わば、短歌だったら何文字、詩だったらこうだよというような縛りをしないで、好きなように書いていいんだよというようなことをしてもらえば、うちのまちの子供たちも感情表現といいますか、ひらめきを表現させることによって、すてきな子供が育つんじゃないかな。そして、その書かれたものを審査するんじゃないくて、1・2番を決めるんじゃないんですよね。誰でも自由に書いて、みんな同じように、平等に、私は今度、複合施設のこともあったんですが、自分のまちのシンボルとして期待している子供たちがいるということを忘れてほしくないという思いもあります。そして複合施設のロビー辺りにパネルでも置いて、そこを訪れた人たちにみんなに読んでいただいて、その人たちからの感想を聞いてほしいなという思いもあります。ですので、こういう企画も、町としてあってもいいんじゃないかなと思いますけれども、町長、どうでしょうかね、新しい複合施設の一角に、こういうパネルでも置いて子供たちが書いたものを、最初は少なくともいいんですよね、多くなくてもいいから展示してみんなに見てもらうということは、子供たちの励みになればいいかなというふうに思いますけれども、町長どうでしょうか、そこら辺は。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

おっしゃるとおりです。新しい複合施設については、そういうのを展示できるスペースというものをまた設けられれば設けるように、また検討してまいりたいと思っておりますので、御理解いただければありがたいなと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

教育長も同じ質問ですけれども、どうでしょうか。大事なことはないかというふ

うに思いますけど、展示コーナーを設ける気はないですかね、そこら辺をお尋ねいたします。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（金 久）

学校におきましては、子供たちの作品を階段のところに掲示したりして、その子なりの感性豊かな言葉を大事にしております。仮想にはなりますけど、もし複合施設などがつくられた場合には、そういうところに展示するということは可能かと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

ちょっと話がずれてきたから、戻してくださいよ。

8 番（上 園）

展示コーナーを設けてあげるというような町長の答弁もありました。私は、言葉というのは、人を褒めることだけではなくて、傷つける言葉もあるんですよ。人の言葉によって傷ついたり、本人は傷つけたつもりはないけれども、傷つけられたり、言葉によって、そういうことはありますので、そういう言葉の表現というのを大事にしてもらい子供に育っていただくために、私はこういうことを今回提言させていただきました。

これで、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長（田之畑）

それでは、次に、2 番 小川香織議員の発言を許します。

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

通告に従いまして、二つの大項目で質問させていただきたいと思います。

前回、時間が足りなかったもので、町長の施政方針について御質問ができませんでした。そのため、今回、この前回できなかった質問と併せて追加の質問をさせていただきたいと思います。

町長の施政方針ということなので、町長のほうでお答えいただけたらと思います。

まず、「子どもに夢を」「若者にロマンを」「お年寄りに愛を」に対する令和8年度の事業は何か尋ねます。

特に、1 番、道路・交通安全対策について、まず御質問させていただきます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

「子どもに夢を」「若者にロマンを」「お年寄りに愛を」に対する令和８年度の事業は何かを尋ねるということですね。

まずは１点目、道路・交通安全対策についてお答えしたいと思っております。

道路・交通安全対策についてでございますが、町民の皆様の安全・安心を確保するため、交通安全対策を行うことは重要であると認識しております。本町では、これまで町交通安全協会や肝付警察署等と連携をし、毎月２０日の通学路での街頭立哨や交通安全運動期間中、キャンペーン活動、各学校や幼稚園・保育園への出前講座等の交通安全啓発活動を行っております。

また、カーブミラー修繕や区画線修繕、町内各地に設置しているＬＥＤ照明も確認し、随時修繕を行い、住民の皆様が安心して通行できるよう努めているところでございます。

今年度も引き続き、各関係機関と連携を図り、住民の皆様の安全・安心を確保していくために、必要な交通安全対策を行っていきたいと思っております。

なお、以前から要望されていた池之原小学校東側交差点についても肝付警察署と協議し、公安委員会からも無事整備の許可を得たことから、今年度執行していきたいと思っております。現在、見積り徴収後、業者が決定いたしましたので、速やかに執行したいと考えている次第でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

２番 小川議員。

２ 番（小 川）

ありがとうございます。

交通安全対策、本当に非常に大切な事業だと思っております。今おっしゃっていただいたように、池之原小学校の近くの横断歩道ですね、そこについても検討していただいて、今年度整備してくださるということで大変御尽力いただいたことに感謝申し上げます。

また、東串良の役場の前の道路ですね、ああいったところもちょっと修繕のほうということで御相談させていただきました。今年度、大幅にきれいに修繕させていただき、ほかの町民の方、また町外の方も併せて道路が使いやすくなってうれしいという声をいただいております。

執行部の方々に、これまでもいろいろ安全対策について相談のほうをさせていただき、本当に多くの内容に関して検討していただき、解決していただきました。ただ、やはり全てが万全というわけではありません。今回も語ろう会で、スクールゾーン等

について、保護者の方から少しお話をいただきました。子供たちの安全を守るということは、その道路を使う地域住民の安全を守る。高齢の方の安全を守る。県外、町外から来られる方の安全を守るということになると思います。こういったものも含めて学校の周り、その他保護者、子供たちからいただく交通安全に対する取組というのは、非常に大事だと思っております。

教育委員会とか1年に何回か通学路の点検などをして、危険箇所がないかということをしてくださっているとは思いますが。今回スクールゾーンであったり、学校の駐車場から裏門に行く道の整備、そういったものも出ております。私も以前からその部分については、危ないなと思っておりましたので、そういったところも含めて、今後町長のほうも見に行っていていただいて、安全対策をより進めていただきたいと思います。

また、高齢の方からもお話をいただいております。ガソリンも高くなって、車検とか、税金も高くなって、でも足がないと。どうしても車に頼らざるを得ないと。しかしながら、町の町道には、歩道がないところもあったり、車幅が狭いところもあると、なかなか運転をするのが怖いというお話もあります。運転される方が怖いということは、安全リスクのほうも低下しやすくなります。そういったことも含めて、そして高齢化に伴う我がまちの人口動態も踏まえて、今後ますます交通安全対策、交通の計画について真剣に考えていかないといけないのではないかなと思っております。こういった面も含めて再度、町長にお伺いしたいと思っております。安全対策について、今後も御尽力いただけますでしょうか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
今後も、交通安全協議会と協議しながら安全対策について協議してまいりますので、ここは御理解いただければありがたいなと思っております。

議 長（田之畑）  
2 番 小川議員。

2 番（小 川）  
次に、交通弱者問題について、こちらのほうについて、町長のお考えをお伺いします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。

本町におきましては、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、高齢者のみの世帯や運転免許を保有しない方が増加しております。買物や通院などの日常生活における移動手段の確保は大きな課題となっております。特に、運転免許証を返納された高齢者や免許を持たない高齢者、障害を持たれている方にとって、移動手段の不足が生活の利便性や社会参加の機会の低下につながるものが懸念されております。

このような課題に対する令和8年度の取組といたしましては、本町の交通課題解決に向けた中心的な施策といたしまして、令和8年10月よりデマンド型乗合タクシーの実証運行を予定しております。デマンド型乗合タクシーは、利用者の予約に応じて運行する公共交通サービスでございます。既存の交通事業者と連携しながら、通院や買物など日常生活に必要な移動を支援するものでございます。現在、運行内容や利用方法、それと運賃体系等について交通事業者や関係機関と協議を進めております。実証運行を通じて利用状況や課題を検証し、本町に適した持続可能な交通体系の構築を目指してまいります。

また、高齢者のみならず、今後の人口構造や地域ニーズの変化を見据えながら、誰もが安心して移動できる環境づくりに努め、地域住民の生活を支える交通施策の充実に取り組んでまいります。

なお、柏原地区で実施しております買物支援についても、要望調査等を実施し、エリアの拡大も検討しております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

今年度からデマンド型乗合タクシーの実証運行をされるということで、本格的に交通弱者、交通に不便を感じられている方に関して、支援の手が差し伸べられていくのかなとうれしく思っております。

こちらに本町のホームページにありました令和6年、民生委員アンケート調査ということで、現状のサービスに対する評価、今後の交通サービスに対する意向等を把握することを目的とするという形で資料のほうがありました。こちらのほうを目を通して、日常生活において一人で外出できる方が近所の方が行かれるときにお願いして便乗させてもらっています。品物を買いたくてもその場所へ行けないため、我慢しています。一人で外出できる方もこういったお悩みを令和6年度にそういった声を回収されていたんだなと思いながら、全部で12ページほどある皆様の意見を1つずつ読ませていただいたところでした。

本町では早期にこのように聞き取り調査などをされていて、現状のほうを把握していたんだなと思うと、大変喜ばしいことだと思います。ただ、令和6年からこういった我慢している、困っているという声を聞きながら、なかなかこういったデマンド型タクシーのほうの事業が進まなかったと。今年実証運行のほうが始まるということで

すが、その間、この困られている方はどうされるんですかと。本来であれば、こういった調査をして、こういった声を聞きながら、では、デマンド型乗合タクシーの実証実験、そういった計画、事業のほうをやってみましょうかということももちろん大事なんです、その事業が開始されるまでのこういった困っている人を町としてどうしていくか。そういった部分が少し欠けているのではないかなと思っております。

これまでも町長の施政方針の中にも交通弱者、交通に困っている方に対して、どのように解決していけばいいかのお話はありましたが、実際に今年のこの事業が始まるまでは何をされていたのかなと。もし、されていたことがありましたら説明をお願いいたします。

議 長（田之畑）  
企画課長。

企画課長（上 野）  
お答えいたします  
これまでは、廃止路線に対する柏原地区からの代替タクシーの運行を行っております。  
以上でございます。

議 長（田之畑）  
2 番 小川議員。

2 番（小 川）  
タクシー、でも、それもやっぱり限定的ですよ。このアンケートのほうでは、東串良の全域の皆様からの御意見を聴取されています。岩弘、豊栄、池之原、川西、新川西、川東等々、多くの地域からの声をいただきながら、限定的な事業しか行われていなかったと。

今後、やはり施政方針の中、町の考え方として、こういった困り事の声聞いたときに、何ができるかなというお話をされると思います。そして、それと併せて、何ができるかな、それまでに一体この困っている人たちをどういうふうに支援できるかなというところも併せて考えていただけたらなと思いますが、そういったことは難しいでしょうか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
実質、困った、困ったという意見とか電話等が役場にはないものですから、即座に回答できることではございませんけれども、そういうことを勘案しながら、今後進めて

まいりたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

困った、困ったという電話がなかったからというわけではなくて、私は令和6年度に行われた調査実施の資料を基に、このような声があったのだなとお話しさせていただきました。東串良では、職員の皆様も忙しい時間を割いて、このように現状把握のために一生懸命御尽力いただいております。そういった資料を基に、やはり電話がかかってこない、聞こえないではなくて、すばらしい調査、職員の方も頑張ってくださいますので、そういったものにも目を通して、今後施政方針の中にも実現が難しかったとしても検討の余地があるということで入れていただいて、皆様の困り事に寄り添った形で事業を進めていただきたいなと思います。

次に、防災・減災対策と考えるについて、今後の町の在り方について、町長の考えを御説明ください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

防災・減災対策と考え方について、お答えします。

防災・減災対策と考え方についてでございますが、近年、社会情勢や気候の変化等によりまして、災害は複雑多様化しております。本町につきましても、災害から地域住民の生命、身体及び財産を守るためには、消防防災力の一層の向上が不可欠でございます。

このため、ハード面では、これまでも下伊倉地区津波避難タワーや防災センター、そして防災庁舎、防災トイレなど防災拠点の建設や消防車両の定期的な更新による消防防災機能強化を図っております。地域住民の皆様の安全確保に努めてまいりました。令和8年度の事業といたしましては、別府原分団消防車両を更新するための水槽付消防ポンプ自動車CD-I型を購入し、さらなる消防力強化を図っていきます。

災害に強いまちづくりのためには、災害発生時にいち早く出動し、住民の安全・安心を守るため、消防団は地域にとって欠くことのできない存在でございます。定期的な防災訓練として、火災防御訓練、南の太陽、夜間総合防災訓練、県の石油コンビナート等総合防災訓練、地震・津波を想定いたしました避難訓練を実施するとともに、消防団員の技術力や士気向上のため、今年度は7月下旬に肝属支部操法大会が計画されておりまして、現在、別府原分団と新川西分団の2分団が出場に向けて、操法訓練を実施しております。

また、装備整備の支援などの取組は、女性が活動しやすい地域、組織づくりに努め、消防団加入の促進も行っているところでございます。

また、住民が主体的に防災活動に参加できる環境づくりが大切であると考えるところから、自主防災組織の活動支援とさらなる強化のために、令和８年度に東串良町自主防災活動交付金要綱を改定し、活動された振興会の報告書の提出に基づき、活動に参加された人数で交付金を交付することとし、火災訓練や避難訓練等の種別の異なる活動を２回行った場合は、上限２回分まで活動助成を行うよう、改正いたしました。

また、日頃から防災意識の醸成のため、町内一斉防災訓練及び防災有識者による講話を予定しております。より一層、町民一人一人の防災意識向上に努めてまいりたいのと併せて、防災に関する情報提供の充実を図るために、広報紙や防災無線等を積極的に活用してまいります。

また、津波と火災以外の災害への対応として、地震による家屋倒壊対策といたしまして、既存住宅耐震診断補助金制度、耐震改修工事補助金制度を台風や大雨の対応として、止水板設置事業補助金制度とのり面防災事業補助金制度の周知を図りながら、令和８年度も事業を継続し、防災対策を推進してまいります。

去る６月１日から２日にかけて、台風６号が接近いたしました。雨や風が強まることが予想されたため、自主避難所を２か所開設いたしました。自力で避難が困難な方については、職員が支援を行い、２日間で６世帯８人の方が避難されておりました。避難所では、パーティションを準備し、着替えや食事、睡眠を個々のスペースで取れることが可能となっております。

今後も災害の心配や不安を抱える住民の方が避難することをちゅうちょすることがないように、プライバシー保護に配慮した避難所と自力避難が困難な高齢者の配慮に努めてまいりたいと思っております。

しかしながら、行政の力だけでは対応できることにも限界があることも否めないため、自助、共助、公助のバランスの取れた体制の構築も目指していきたいと考えております。そのためにも、前段お話しいたしました町民一人一人の防災意識向上を消防団をはじめ、各関係機関の協力を得ながら図っていききたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

２番 小川議員。

２ 番（小 川）

本町において、災害に強いまちづくりを目指し、様々な事業、そして訓練ですね、ソフト面、ハード面にも力を入れてきたという御説明をいただきました。

先ほども同僚議員のほうから災害について質問がありました。事前防災に取り組むという内容で質問があり、町長のほうもお答えいただいております。

災害に強いまちづくりというのは、今、町長がおっしゃられた内容で、本当に実現可能かどうか、町長はどう思われますでしょうか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

対応のことでいいでしょうか。それとも避難されたときの状況とか。対策ですか、今の対策で十分と思います。  
以上です。

議 長（田之畑）  
2 番 小川議員。

2 番（小 川）

今されている対策で十分という言葉聞いて、非常に残念に思いました。十分という言葉があつていいはずはないと思っております。先ほど御自身で言われたように、災害は多様化しております。高齢化をしており、家族形態のほうも多様化している中で、様々なソフト面、ハード面に対する課題というの myös 出てきます。尽きることのない課題やニーズに応えるべく、町は、そのニーズを聞き取りながら、町としてできること、そして課題解決に対して尽力を注ぐことが一番のしなくてはいけないことなのかなと思っております。そのため、十分という言葉は、非常に残念に思った次第です。

まず、なぜ十分だと私は思わないという立場から言わせてもらおうと、ハード面のほう、確かにいろいろと本町のほうは御尽力いただいております。しかしながら、そのハード面、本当に災害時に有効に使えるのかどうか、評価のほうはされていらっしゃるのでしょうか。ソフト面に関しても、避難訓練、火災防災訓練ですか、そういったものや、自主防災活動に交付金のほうを改めて少し多くお渡ししますよみたいな形でされているのは、とてもいいことだと思います。ただ、聞いていても局所的だなと思っております。

災害は、いつあるか分からず、そこに誰がいるか分からない。そういったときに、局所的にするのはもちろん大事なんです、一人一人の防災力を上げる。そしてそういった想定をしながら、どういった場面で強いまちづくりが可能かどうかを考えていけないといけないと思います。

以前からも要望ではないんですけれども、御相談させていただいたように一人一人の防災力を上げる。地域住民全体を巻き込んだ防災訓練、こちらは桜島のほうでよくされております。本当に小学校、そして企業を含めて、地震が起こったという想定で大規模で動かれた地震の訓練をされておりました。すごくデジタル化、ＩＣ化、人が取られていないことも想定していろいろなアイデアが盛り込まれておりました。そういった先進的な取組をしているところを参考に、我がまちも誰がメインになって、人を助けるとか、防災の拠点を築くとかではなくて、みんながその近くにいた一番最初に防災拠点を築けるような、整えるような人をお願いできるような、一人ではなくて何人もみたいな形で本当に考え、計画というのは多岐にわたってする必要があります。

少しそれてしまったので、もう一度元に戻すんですが、本町において防災・減災対策、事前防災、先ほど同僚議員もおっしゃっていたように非常に大事だと思います。

何かあったときには優先して高台に逃げろ。でも高台に逃げなかった人はどうしますか。そういった方に対しては、どういうことを町は計画していращやるのでしょうか。そういったことに対しても真摯に答えていかないといけないと思いますし、その責任はあると思います。そういった面も含めて、今後町として、町長のお考えとして計画をされていくと思います。そこについて説明が足りなかったような、私のほうが受け取れなかったと感じていますので、そこについて、もう一度御説明ください。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
議員がおっしゃる全てに手を回すとなれば自主防災組織の活用しかないんですよ。自主防災組織で机上訓練というか、ここに80歳の方がいらっしゃいます、90歳の方がいらっしゃいます。自主防災組織にそれを把握していただいて、自主防災組織の活動によって、それは成し得るものと思っておりますので、今からですけれども、自主防災組織について、また、より以上の協力をいただきたいと思います。以上でございます。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）  
自主防災組織、非常に大事な組織だと思っております。最近、議員仲間というわけではないんですけれども、防災に関して話をする際に、自治体で防災士の育成、防災に関する勉強会を行って地域住民一人一人がそういう専門性を持って、自分も災害に対してスキルを持ち、そして何かあったときには、そのスキルを生かして周りの人を助ける、そういった取組も大事ではないかなというようなお話をされているところもあるようです。本町においても、これまでしてきた防災・減災の対策、とても素晴らしいと思います。しかし、それ以上に必要な防災・減災対策についても、今後検討、そして事業を実施していかないといけないと思いますので、どうぞそちらのほうも御検討いただけたらと思います。

自助、共助、大変必要なものになっておりますが、ここの部分を町として、自助、共助ができるように支援、サポートしていくのは非常に大事だと私は思っているんですが、町長のほうはいかがでしょう。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

繰り返しになりますけれども、この自助、共助、これが最後に公助なんですけれども、とにかく自主防災組織の強化しかないと考えております。これは、75%は自主防災組織ができておりますので、こういう形で自主防災組織には、また改めてお願いということで努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

あとソフト面について、もう一点、先ほど説明いただいた避難所の開設もされましたということでしたが、避難所に関して、避難所を利用された方に対してアンケートなどを取っていらっしゃるのでしょうか。ハード面、防災に特化した施設というのがたくさん本町のほうにも新しくできておりますが、既存の避難所、避難施設に関して、使いにくい、いろいろな方に配慮されていないままであれば、何だか言っていることが少しあべこべではないかなと。新しい防災拠点には、段差がないよ、いろいろな方がトイレを使えるようにしていますよ、そういった様々な配慮がなされている割に、既存の施設には段差があります。雨にはぬれます。階段があつて、足腰の不自由な方は2階に行けません。渡ろうと思ったら雨風に打たれます等々、そういった課題とか、そういったものはなかったでしょうか。

災害に強いまちづくりを今後も複合施設も含めて、さらに強めていかれるということでしたら、今の既存の避難所、災害防災施設ですね、そういったものに関しても、改善するべきもの、強化するべきものに関しては、検討し、お金のほうも補助金があれば、そういったものを活用し、少しでも安心して避難していただけるような、そういった環境づくりを目指す必要があると思いますが、そこに関してはいかがでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（浜 屋）

お答えいたします。

直接避難所を使われた方々への使い勝手、ここに来て、どうでしたかという意見について、直接伺ったかという話についてなんですけれども、避難された方については、体の状態とか、健康面とかそういったことの部分で、事前にお薬とか、そういうのを聞くところはあるんですけれども、避難所としての中身についての直接的な情報を収集しているということの実態はありません。ただ、聞こえてくる声としては、保健センターに来られた方々は、おトイレとか使うところは便利がいいので不自由はないと

いうふうに聞くんですが、ただ、避難所として開けた小学校の体育館とかになると、幾つか人の手を借りないとトイレの利用とかが不便だといった声を聞くことはあります。ただ、そういった声があるので、今複合施設に向けてのアンケートの中で、住民の方々から上がってくる声の中には、目指す複合施設の機能として避難所としての機能に対する切望する声が一番多かったです。なので、今回目指す複合施設については、そのような配慮をされた、誰もちゅうちょすることなく、障害であろうが、高齢者であろうが、避難しやすい状況の整備を図れるのかなと思っています。ただ、既存の避難所については、今のところ計画上にトイレの改修をするとか、段差の解消に向けた部分については、今、特に計画がなされていないというのが現状であり、それもまた課題であるというふうに認識を持っております。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

現状として課題として持っているという言葉をお聞きできて、よかったです。保健センターで避難される方ですね、災害というか、台風などそういったものが大きいときに、避難される方が多くなります。そのときに聞かれた声が2点ほどありました。後から来たので1階が埋まっていて、足が不自由だけど2階に上がれないので、ここに避難できないので、もう雨の中、台風の中、風も強いし、雨も強い中、せっかく来たけど帰らないといけなくなりましたとか、高齢の方を家にいたら危ないから避難所に連れてこようと思って、保健センターに連れてきました。しかし、屋根がないし、雨にぬれてしまうと駐車場も遠いと。自分の家族だけは、近くに置いて避難所のほうに入っていて、自分は荷物を持ちながらぬれながら避難所に行きました。中身もぬれてました等々、そういった声を聞いたことがあります。保健センターをもう使わないと、避難所として使わないということでしたら、複合施設のほうにいろいろなこれまでの要望などを併せ持った、機能を持った施設のほうを建設されてもいいとは思いますが、そういったわけではなければ、やはり既存の避難所に関するそういった課題に関しても早急に検討していただく必要があるのではないかなと思っていますところ。

次に複合施設についてお伺いします。

こちらの令和8年度の事業について、町長の考えをお聞かせください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

複合施設についてお尋ねでございますが、議員のお尋ねの複合施設整備事業につき

## 会 議 の 経 過

ましては、令和7年度に基本設計を完了したことから、令和8年度には、建設工事着工に向けた実施設計業務を実施いたします。

実施設計におきましては、基本計画で整理した施設機能や設備内容を基に、建築、電気、機械設備等の詳細な設計を行うとともに、事業費の精査や用地取得、周辺道路や造成の設計も実施いたします。

実施に当たりましては、先ほど述べさせていただきましたが、建設資材価格や労務単価の動向なども留意しながら必要な機能の確保と事業費の抑制とのバランスを図りながら進めてまいりたいと考えております。

併せて、町民の皆様への情報提供や住民参加の機会の確保にも努めながら、令和9年度の建設工事着工に向けた準備を進めてまいります。

また、国・県との相談を引き続き行いながら、必要な財源確保に尽力してまいります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

基本計画・基本設計を経て、今度は、業務のほう、事業費の精査のほうも行っていくということでしたが、この事業費の精査というのは、いつ頃されていくのでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

企画課長に答弁させます。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（上 野）

お答えいたします。

現在、実施設計のほうを令和8年度に行ってまいりますので、その中で行っていくものであります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番 (小 川)

実施設計のほうを本年度行っていくということで、事業費の精査のほうも今年度ということでよろしかったのかなと思いますが、先ほど町長がおっしゃったように、コスト上昇を加味してできるだけ建設費を抑制したいということも言われておりました。しかしながら、建設費、どのように抑制していかれるのでしょうか。建設費の抑制について、何か考えがあるのでしょうか。そういった考えがあるなら、そういったものの説明はいつ頃されるのでしょうか。

複合施設に関してすばらしい、こういったものをつくれる東串良はすごいね、なかなかデザインもない斬新なデザインだね。もっと大きな複合施設をつくったほうがいいのに、自分の自治体ではつukれないけど、東串良でそういったものができたら活用しようかなというような声を聞かれたということをはかの方から聞いたことがあります。町長もやはり複合施設、そのような期待の声も聞きながら複合施設に関して、前向きに今取り組んでいらっしゃるという認識でよろしかったでしょうか。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

今、議員おっしゃるとおり、前向きに一応進めておる感じではございます。それで先ほど言いました総合センターがそのままの形で、席数もそんなに変わりません、面積も変わりません。ただ、若干広くなったというのが社会福祉センターが入るものですから、若干のそういう建物は出てきますけれども、それだけぐらいのことです。一応とにかく老朽化したためにつくるのであって、ただ、私が一人で、こんなものをつくろうという考えではなくて、そういうものを複合してつくるのが、私が今言ってる複合施設であって、やがて将来どうしてもつくらなくてはならないという、これが4年、5年後、それが今、41億円ということだろうと、それが4年後、5年後になるときは、3倍になるかもしれません。これが遅れることによって。一番中に入りたいのが避難の方々を入れたり、災害用のための複合施設、そこだけは御理解いただければありがたいなと思っております。町民を守るための施設であるということは付け加えておきます。

以上です。

議 長 (田之畑)

2 番 小川議員。

2 番 (小 川)

今おっしゃったように前向きに検討していると。4年後、5年後になったら3倍になるかもしれないと。当初計画していた事業費の3倍といたら、一体幾らなんでしょう。そういった現実的にありそうな、もちろん話だとは思いますが。ただ、そういっ

た金額が上がってしまうかもしれないよというような中で、この計画を進めるということに対して、やはりそれをどのようにそれを少しでも抑えるための策を考えないといけない。3倍という言葉が簡単に口に出していただきたくないなと思いながら、今説明を聞いていたところでした。

先ほど同僚議員の方が町長のほうに責任は持てますかという発言をされておりました。町長のほうからは、議会にも責任がありますというお話をいただきました。もちろんこういった事業ですね、そういった予算に関しては議会の議決も必要になります。そして、議会には反対する人もいますが、賛成が多ければ、それが議会の意思として通ってしまうことも存じております。

しかしながら、お互い責任をなすりつけるというわけではないんですけれども、お互い、あなたが責任を、こちらが責任をではなくて、決まったことに対して、町民に対して、しっかりと説明し、町民の子供たち、そしてこれからの東串良を担う子孫の子たちに対しても、しっかりと安心してこの施設を使っていただけよう、予算に関して、そして目的に関して、そういったものはしっかりと説明、そして進めていかないといけないと思っております。

財源に関して、もし3倍という言葉が出たので、この3倍を使わせていただきますが、この予算が当初の計画から3倍に跳ね上がった場合、そういった際は、どう財源を捻出されるのか、少し町長のお考えを教えてください。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

将来のそういう思惑でちょっとしゃべったのを私ちょっと口が滑ってしまったのを議員がそういうのをあえて取って、そうおっしゃいますけれども、今現状である機械が今が一番安いんじゃないかなという思惑で、こう言ったのであって、将来これを先延ばし、先延ばしでやったときは、どうしても総合センターが朽ちた後、どうするか、どうするかになったときに、また大変な状況が来るだろうという、そういう想定の下で今言ったことをございまして、あなたが今言う、そういう3倍になったときは、事業費はどうするのかと、そうなったらそうなったときにまた協議しますけれども。

以上です。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）

町長、また想定の話で、つい口を滑らせて3倍と言ったことに対して、しつこく言うのもちょっとどうなのかと思いますが、40億円の3倍というのは120億円ですよ。相当な金額です。もちろん現実的にあり得る金額なのかもしれません。しかしな

がら、口を滑らしたという言葉で済ませてはいけないと思います。そういった可能性もあるのであれば、そこに対して3倍になったときにも、こういった町としては、基金のほう、補助金、そして国へのお願いとか、そういった相談をしにいきます、そういった形で取り決めますというような、そういった前向きな言葉であればうれしかったんですけれども、つい口を滑らせた。すごく責任感が軽いのではないかなと思い、私、複合施設に関してすごく今不安になりました。

防災を兼ね合わせた、そして老朽化した建物に対して、こういった新しい複合的な施設は必要だと、そういったことは私も存じております。しかし、中学校修繕をして、今後も校舎として使っていく。修繕で可能な部分は修繕で、どうしても建て替えないといけないところは建て替える。そこはもちろん必要だと思いますが、120億円にもなるのであれば、本来は、子供たちの憩いの場、学びである場ある中学校のほうにもう少しお金を充てていただいて、子供たちが平常時は学びの場として、有事には避難場所、そして避難場所ではあるけれども、住民の憩いの場所、そして学びの場所になる、そういったほうがいいのではないかなと。これは町長も口を滑らせたということだったので、3倍というのは仮定ということで終わらせたいと思います。ただ、やはり複合施設に対して、財源、予算に対しては非常に町民の方、関心を寄せておりますし、そういった財源確保も含めて非常に不安を持っているところもあります。そういった部分も御理解いただきながら、慎重に予算について、そして今後の計画、取組については、説明を行っていただけたらと思います。

次に、給食費、子育て支援の充実について、町長のお考えをお伺いします。

こちらに関しては、以前から私のほうがお願いしている給食費無料化についてです。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

学校給食費についてお答えいたします。

子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、学校給食費の抜本的負担軽減、いわゆる給食無償化のための給食費負担軽減交付金が創設されました。これは、あくまでも小学校段階の学校給食に係る食材費を支援することとしており、令和5年度学校給食費調査の全国平均、小学校4,688円に、近年の物価動向を加味して5,200円を基準とする制度でございます。

なお、基準額を超える部分につきましては、学校給食法第11条に基づき、引き続き、保護者から徴収することは可能となっております。

令和8年度における本町小学校の学校給食費は5,500円となっており、町としては保護者が負担することとなる差額の300円分を補助することとしたところでございます。

一方、中学校につきましては、今回の学校給食費の抜本的負担軽減の対象外であることから、学校給食費6,000円のうち、保護者負担1,000円を引き続き徴収

することとしております。

なお、幼稚園につきましては、今年度から主食も学校給食センターから提供することとしたところでございます。

教育委員会としましては、今後とも、園児・児童生徒に質のよい学校給食を提供できるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

説明ありがとうございます。以前から給食費無料化について、町のほうでも検討いただけないかというお話をさせていただきました。教育長のお話、国の施策のほうも含めて説明をいただきましたが、教育長の考え、教育委員会の考えで、保護者から1,000円はいただくという案が出たのでしょうか。それとも町長のお考えで、保護者からは1,000円はいただきますという思いも含めていただくという形になったのでしょうか。そちらのほうで少し質問の矛先が違いますので、教えていただけたらと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

一応この1,000円というのは、教育委員会とも話をしてのことでございます。中学校だけですね。それと小学校も300円の補助というのも教育委員会とお話しして補助しております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

小学校の給食費の補助ですね。一体どれくらい出たのでしょうか。これまで町のほうが負担していた金額を国のほうが負担してくださった、この中学校の給食費の金額、賄えるのではないのでしょうか。小学生と中学生では人数のほうも違うので、単純にそう考えてしまうのですが、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

1, 000円というのは、私が前から言っております、1食50円ですけれども、食材に対する、いただきますという感謝の言葉。ごちそうさまという、それも感謝の言葉があったらいいと思って、給食費を無償化してしまうと、その感謝の言葉が消えるんじゃないかと思っております、できたら1, 000円いただければありがたいなと思っております、1食50円ですけれども、そういうことで御理解いただければありがたいなと思っております。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

町長のお考えのほう、以前からもいただいております。1食50円でありますけどというのであれば、1食5円ではいかがでしょうか。そうすると1月が100円になりますかね、保護者の負担が。無料化に対して、いただきます、ごちそうさまの感謝の気持ちが薄れるのではないかということであれば、その50円をさらに下げて5円、縁がありますようにという5円でいかがでしょうか。

今、物価高騰、そして子供さんを育てる保護者の方、いろいろと生活に対してかかる費用のほうが大きくなっております。1, 000円が100円になっている、1, 000円が無料、そこまで変わらないじゃないかというお考えがもしあったとしたら1, 000円も1年で考える1万2, 000円です。その金額が、子育て世帯にはとてもありがたい金額になるということも考えていただき、無料だからといって、感謝の心がない、感謝の気持ちを持ってない、そういった目で、これまでも伝えてきましたが、子供たちは見ないでいただきたいと、そういった思いも兼ねて50円を5円に、無料というわけではない。さらに言えば、50円を1円にということでもいいと思うんです。そういった形で少しでも子育て支援、保護者の負担を軽減する、こういった内容は、町長が今おっしゃった無料だと感謝の気持ちをいただけないと、少しでもお金をいただくことで、こういった気持ちが残るということに合致しているのではないかと思います、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

その50円がきついかいいう、そういう声はまだ聞いておりませんので、できたら、そういう形で御負担いただければありがたいなと思っております。1食50円と言いましたけれども、皆さん、そういうことで、今まで払っていたものが50円になるわけですので、そんなにきついとは思っておりませんので。児童手当も高校生までは、まだ毎月差し上げておりますので、そういうことはまたちょっと考えていただければ

ありがたいなと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

50円がきついというわけではありません、5円がきついという声も出ないでしょう。私が言いたいのは、町として子育て支援にどれくらいの気持ちを注いでいるのかなということを示していただきたいなと思って、提案したところでした。どの親御さんも子供の給食費をけちろうとか、そういったことを考えてはいません。ただ、町として子供さんを育てていらっしゃる保護者負担を少しでも軽減しよう、子育て支援に力を入れよう、我がまちといつもおっしゃっています、そういった宝の子供たちに対して、少しでも多くのよい食材を提供し、そして保護者にも安心して、この東串良で子育てをしていただけるように、町として力を注ぐ、そういった考えの下でこういった給食費の無料化、また、お金をどうしても取りたいということでしたら、その50円をゼロを消して5円にされてはどうですかという形でお聞きしたところでした。

子育て支援について、本町は様々な事業に関して取組をしてくださっております。しかしながら、ほかのところも、今、人口減少に伴い、子供たちに対して、そして子供を育てる若者、保護者に関して、町としても多くの支援をしようと頑張っております。本町も先進的にそういった取組をされていましたが、多くの自治体がそういった取組を強化している中で、少し遅れぎみになってきているのではないかなと思っております。令和8年度、複合施設のほうも大変だとは思いますが、こういった子育て支援について、新たな考え、何か町長、思いがありましたらお聞かせください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

繰り返しになりますけれども、一応変更する気持ちはございませんので、このままに進めたいと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

ありがとうございます。

子育て支援について、変更する気持ちはないということで、何を変更する気持ちが

ないのかちょっと分かりませんでした、時間ありませんので、次に進みたいと思います。

次に令和８年度の財政について御質問いたします。

令和８年度、ふるさと納税に関する課題、また併せて現状についても御説明いただければと思いますのでよろしくお願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員お尋ねの令和８年度ふるさと納税に関する課題についてですが、町といたしまして課題として捉えていることは以下のとおりでございます。

一つ目に、令和７年１０月よりポータルサイトを通じて寄附を行った際のポイント付与禁止に伴う寄附額の減少、二つ目に、令和８年度地方税制改正に伴うふるさと納税制度の見直しによる事務費等の段階的縮小、三つ目に、ふるさと納税ポータルサイト運営事業者への支払い経費の圧迫、以上のことが課題と考えておりますが、一つ目と二つ目は、国が行った制度の改正でございますので、今後とも国の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、三つ目につきましては、本町においても７％から１２％程度の手数料を支払っており、この手数料額は、全国の自治体が同程度であると思っております。

このことから、市町村単位でのポータルサイト運営事業者への手数料引下げの交渉は困難であると総務省も判断され、令和８年５月２２日付で、総税市第５４号通知により、総務省がポータルサイト運営事業者へ手数料の引下げ要請を行っております。

このことにより、どれぐらい引き下げられるのかを注視してまいりたいと考えております。

町といたしましては、新規寄附者の獲得や魅力あるふるさと納税返礼品の開発を今後とも進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

２番 小川議員。

２ 番（小 川）

御説明ありがとうございます。ふるさと納税に関する課題、三つ挙げられておりました。課題のほうを町のほうが把握しているということで、今後、課題解決に向けて、そしてふるさと納税を少しでも、さらにいただけるような形で事業を展開していただけたらと思っております。

２番にも当たりますが、町の財源確保、ふるさと納税は本町にとって、とても大きな財源となっております。この財源があることで、町独自の事業のほうが行われ、本

町に住まわれている皆様が、東串良に住んでよかった、東串良だからこういったサービスを受けれるんだよという声もいただいていると思います。そのため、やはりふるさと納税に関する課題については、明確に分かっていらっしゃることなので、その課題を少しでも早く解決していただき、このふるさと納税に関する収入の確保、財源の確保に御尽力いただけたらと思います。

次に３番目、工事等を含む入札及び契約の過程並びに契約の内容、結果などに係る情報の公表についての町の考えと取組についてお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

工事等を含む入札及び契約の過程並びに契約の内容、結果等に係る情報の公表について、町の考えと取組について尋ねることでお答えします。

入札及び契約に関する情報の公表につきましては、公共工事等の執行における透明性の確保、公正な競争の促進、そして町民の皆様へ説明責任を果たすために重要なものであると認識しております。

本町におきましては、発注段階から入札結果まで一定の情報を公表しております。

まず、公共工事につきましては、毎年度当初に公共工事発注予定表を作成し、総務課窓口において閲覧できるようにしております。発注予定表には、担当課名及び担当係名、事業名、事業場所、発注予定時期、並びに工事概要を記載しております。また、入札を実施した案件につきましては、工事業務委託、その他の契約の別にかかわらず入札結果一覧を作成し、同様に閲覧できます一覧表には、入札日、主管課、事業名、事業場所、落札価格、指名業者数、入札回数及び予定価格を記載しております。

さらに、個別案件ごとの入札結果表において、事業名、事業場所、入札年月日、落札価格に加え、入札参加業者名及び各業者の入札金額を公表し、入札の経過や結果について確認できるようにしております。

加えて１００万円以上の工事契約につきましては、議会への報告を通じ、契約執行状況の透明性確保に努めております。

このように本町では、入札及び契約に関する情報について、公正性、競争性及び透明性の確保に努めているところでございます。

今後におきましても、適切な情報公開に努めながら、町民の皆様から信頼される入札契約制度の運用に努めてまいります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

時間が来ましたので終わります。

ここで暫時休憩いたします。

|       |   |    |       |
|-------|---|----|-------|
| 休     | 憩 | 午後 | 0時30分 |
| <hr/> |   |    |       |
| 再     | 開 | 午後 | 1時30分 |

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

5 番 牧原完治議員の発言を許します。

5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

それでは、通告に従いまして、質問したいと思いますが、私もお墓が気になる年齢になりました。私は、毎年、正月に地区の共同墓地にお墓参りに行くわけなんです、そこで身寄りのない墓とか、また荒れた荒廃の墓がいっぱいあるんですよね。年々増えております。

そこで質問なんです、本町における荒廃墓地及び無縁墓地の現状と課題認識についてお尋ねします。

また、住民の新たな墓地需要への対応策として、町営の合葬墓の整備ができないか、検討はできないかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

本町における荒廃墓地及び無縁墓地の現状と課題認識について尋ねる。また、住民の新たな墓地需要への対応策として、町営合葬墓の整備について検討できないか尋ねるということでございます。お答えします。

議員お尋ねの町営合葬墓の整備につきましては、本町では、現在、池之原共同墓地内に設置しております。無縁故者供養塔において、身寄りのない方や引取り手のない遺骨の埋葬に対応しているところでございます。

一方で、近年は、墓地の継承者不足や維持管理の負担、価値観の多様化などを背景として、合葬墓や納骨堂など新たな埋葬形態に対する需要が高まっているものと認識しております。

町営合葬墓の整備につきましては、今後の住民のニーズや利用見込み、整備及び維持管理に要する経費、近隣市町の整備状況等を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

池之原に合葬墓があるということなのですが、今後の検討課題かと思いますが、納骨堂が出来たのが昭和50年代でしたかね、ほとんど納骨堂に変わって、その時点で町内のお墓が一旦整理がなされたんですよ。それで現在、四、五十年たって、また荒地が出てきた。そして今、墓じまいをしようとしてもお寺か民営の墓地に変わる人はいいいんですけれども、できないという方もいらっしゃいます。それで、今子供も少ないし、将来墓を見る人は年々少なくなると思うんです。私が思うには、合葬墓で町営の合葬墓で石に彫刻をして名前を刻んで、それで納骨は一緒にするというような形でお墓参りについては、町営のそこで済ませたいと。そのような形態が行く行くは出てくるんじゃないかと思います。ぜひ、その辺を検討してもらいたいと思います。

次に、高校生の通学バス定期券補助についてなのですが、子育て世代への経済的支援及び教育機会の確保を図る観点から、高校生を対象にした通学バス定期券購入費の補助についてできないかお尋ね申し上げます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町の高校生世代は約300名、居住しております。議員も御存じのとおり、鹿屋方面、志布志方面へと多方への通学者がいます。本町は地理的にも恵まれた場所に立地しておりまして、大隅の主要市街の中間地点でございまして、交通の面でほかの市町と比較した場合、利便性が物すごく高いまちでございます。

また、通学の手段として、学校指定バスを利用する学生や民間バスを利用する学生、そしてバイクですね、原動付自転車で通学する学生、学校専用寮や民間民宿を活用している学生と多岐にわたっている手段で通学をしている現状がございまして。このことから、一概に通学バス定期券を補助することは、高校生を育てる家庭の均衡を図る意味でもちょっと困難であると考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

今、300名の高校生と聞きましたが、教育長、今、定期券で通学するうちの高校生は何人ぐらいいるんですか。分かりませんか。課長でもいいですけど、大体何人ぐ

らいいですか。分からないですか。

町長、今、鹿屋に行くには、バス代も今上がっております。1か月1万5,000円の定期券の購入なんですよね。それで1年間、夏休み、休み等を除くと10か月として1生徒当たり、定期でいきますと15万円ぐらいですかね、それだけの負担なんですよ。そして今、この負担を各自治体は補助をしております。大崎町は、以前から公立高校について半額補助をしております。そして志布志市は市の公立、私立を問わず全額補助です。志布志市の場合は、市外から学校に、志布志に来る人については3分の1の補助をされているそうです。そして南大隅町は、南大隅高校に行けない、鹿屋に行く方については、遠いものですから、佐多から根占のバス停までタクシーで無料でやっているということを聞いております。ですから、非常に通学の不便さで、子供の進学を諦めさせる、そういうことはあってはならないと思うんですよ。ですから、その予算を組んでも、そんなに大したお金じゃないと思うんですけど、町長、せめて2学期からそのような予算は組めないか、質問いたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

急に2学期からと言われても予算がございますので。我が家にもちょうど孫がいるんですが、バイク通学なんですけど、バイクで行く生徒にはどうかとか、バスだけがとかなっちゃうとまた不均衡になるのかなと思ったりして、民宿を借りている人にも何か出すのかとか、またそこは検討させていただかないと、急には言えませんので、どうか御理解いただければありがたいなと思っております。

議 長（田之畑）

5番 牧原議員。

5 番（牧 原）

会期がまだ今日始まったばかりですので、今会期中にこういう予算が組めないかなというようなことを思っていたんです。予算を町長が言われましたが、子どもに夢を青少年育成基金というのがございます。1,000万円ですね。せっかくそういう基金がございます。また、ふるさと納税も子供のために使ったらと私は思っております。予算は、こういう基金がありますので、バイク通学とかいろんな形態があろうかと思いますが、よく検討して、少しでも高校生に対する負担をなくすような施策をしていただきたいと思います。教育長、その辺をよろしくお願いします。

それでは、次に、交通安全対策なんですけど、この前、5月にPTAとそれから民生委員と語る会を議会でしたわけなんですけど、その中で池之原小学校のPTA会長さんから要望がございました。埼玉県で痛ましい事件がありました。それを踏まえて、親御さんたちも非常に心配されているようでして、防犯カメラを池之原小学校につけて

くれないかというような要望がございました。防犯カメラによって事件・事故がなくなるわけではないんですけれども、親御さんとしては、非常に不安なことがあるそうです。ですから、この辺の設置はできないか、これは教育長ですか、町長ですか、町長お願いします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

本来、学校は今、議員おっしゃるとおり夢を育む安全で楽しい場所でなければならぬと認識しておりまして、しかし、平成13年大阪教育大学附属池田小学校で起きた事件は、学校施設の安全管理、中でも防犯対策の在り方を改めて問うものでございました。学校に防犯カメラを設置することについては、義務化されておられませんけれども、正門や主要出入口、見通しが困難な場所や死角となる場所に設置すれば、不審者の侵入や器物損壊破損などへの抑止力が高まることや、不審者の侵入経路や行動が記録され、事件・事故が起きた際の証拠になり、警察対応がスムーズになるなど、学校の安全を確保する効果が得られると考えます。

その一方で、プライバシーへの配慮や運用の難しさという点も存在するため、防犯カメラをどこに設置するか、何のために使うのか、映像の扱いをどうするかといったルールをしっかりと決めることも必要であると考えますし、学校という場所だからこそ、それらのルールを児童や生徒、保護者、教職員に丁寧に説明することも重要であると考えております。

また、議員も御存じのとおり、本町は、池之原小学校のみならず、柏原小学校、東串良中学校と3校あります。防犯カメラを設置するとなれば、設置費はもちろんのこと、維持管理費も視野に入れなければなりません。このようなことから、現段階では教育の一環として、不審者対応訓練や不審者対応研修、またスクールガードリーダー事業や保護者の安全見守り活動をしていただき、犯罪防止に御協力いただき、防犯意識向上に取り組んでいただければと思っておる次第でございます。

今後、PTAをはじめ、学校関係者からの意見や要望が集約され、防犯カメラ設置の必要性が高いと判断される場合には、設置に向けた具体的な検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

池之原小学校ではスクールゾーン委員会ですかね、そのような会もありますので、また、その辺も関係者にお話しくださればと思っております。

それでは、最後に、池之原交差点の件なんですけど、これ、令和6年3月に私、点滅信号なんですけど、非常に危険じゃないかということで質問したところ、隅切りで何とか解決したいという答弁があったわけなんですけど、その後どうなったか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

池之原点滅信号交差点については、議員から質問いただき、現場確認及び警察署と協議させていただきました。まず初めに、池之原点滅信号については、平成22年12月に点滅信号を設置しておりまして、直近で本交差点での交通事故は、令和3年に2件、令和5年に1件、令和7年に1件の4件と聞いており、その点も考慮いたしまして、交差点の隅切りや北西側の拡幅を検討いたしました。肝付警察署交通課と協議した結果、現行のような変則交差点であることで、車両速度の減速につながり、またカーブミラーも設置していることから、現在のところ、道路改良の必要はないと判断している次第でございます。本見解については、警察のほうも同じ見解でございます。ただし、カーブミラーの定期的な点検、清掃は必要であり、また通学路であるため、学校協力の下、立哨活動は継続し、必要と考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
5番 牧原議員。

5 番（牧 原）

前に質問したときは、隅切りで対応したいということだったんですが、何で変わったんですかね。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（浜 屋）

お答えいたします。

さきの令和6年3月議会で、隅切りを検討したいという方向、町長のほうで牧原議員がおっしゃった場所の部分を隅切りが可能となれば、見通しもよくなるのではないかとということで、その当時の答弁として検討課題として答弁した経緯はあります。そこを踏まえて、先ほど町長が申したとおり、町と警察署で交差点のところを現地で確認をしたところ、その話の中で形状が変則的な交差点であるから隅切りをすることだけの解消ではなく、見通しは悪いんですけれども、一旦停止をして、それからカー

ブミラーが補助的な機能にはなるんですけども、基本は目視をして交差点に進入するという交通ルールにのっとって、安全確認を取って通行をしていただくことがいいのではないかとということで、さきの答弁では隅切りという検討ではあったんですけども、現地での検討、協議を踏まえた結果、先ほど町長が答弁した内容になっているところです。

以上です。

議 長（田之畑）

5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

当時、私、肝付警察署を呼んで、現地で一緒に検討したんですよ。そのとき私が要望したのが、こっちは黄色の点滅、こっちは赤の点滅、同時に赤の点滅にしてくれないかという、そういう要望もしたんです、警察に。そうしたところ、現地に來た警察官は、ここは現状が悪いですから、こういう現状を変更しないとどうしようもできませんよというような返答をもらったんですよ。私、2朝、そこに通学時間に立って、また中学生が帰る時間帯にも行ってみますと、こっちから向こうに抜ける場合は、道路半分まで行かないと見えないんですよ、右のほうは、雪山方面が。カーブミラーを見落とせば大変なことになるんですよ。一旦停止をして、徐行して。ですから、そのような今検討されていると思うんですが、事故がない方法をしていただきたいと思います。ぜひとも池之原の中学生が自転車通学があったり、徒歩が多いものですから、非常に危惧しております。ぜひ、ここは速やかに対策をしていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

それでは、9 番 宮地利雄議員の発言を許します。

9 番 宮地議員。

9 番（宮 地）

通告に従いまして、簡単ですが、1 点だけ、平和行政の問題について質問をいたします。

私がちょうど議員になった頃だったでしょうか、全国的に非核・平和宣言をそれぞれの市町村が行うと。そして適当なモニュメントをそれぞれの自治体が自分の役場などに、それを設置するという運動が大きく広がりまして、実は、本町の議会の議員と語る会を開いたときに、遺族会の代表の方も参加をされておりました、その人とも平和の語り部の問題で議論になったんですが、まずは、この非核・平和宣言の意思を示すモニュメントを本町も設置すべきではないかというのが第一点です。

ちょうど私が議員になった頃、そういう運動が広がりまして、今日、御承知のようにトランプさんが非常に好戦的で、うちの高市政権もこれに同調して、日本全国にこ

の長距離砲のそういう動きを設置をすると、配備すると。弾薬庫も配備するという動きが全国的に広がっています。この時期だからこそ、ぜひ、そういう自治体としても反核平和の意思を周囲に示すという意味でも取り組んでもらいたいと思っております。

それで、実は串良町ですね、合併する前のというか、串良町が同じように議会で反核平和の決議を上げまして、そして串良町役場のちょうど入り口のところに、大きな頑丈な木のモニュメントが立っております。ぜひ見てください。高さは四、五メートルはあるんじゃないでしょうか。幅も大きなもので、そこまで大きくなくてもいいと思うんですが、本町もそういう動きの一環をやる必要があるというふうに思っております。ぜひ、こういう反核平和のモニュメントの普及を本町も町民の見えるところに建設すべきではないかというのが第一点です。よろしくお願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

非核・平和宣言の意思を表すものを町民に示すべきではないかというお尋ねでございますが、お答えします。

世界では、現在もロシアによるウクライナ侵攻の長期化、それと中東地域における武力衝突、さらには核兵器使用への懸念が高まるなど、平和と安全を脅かす深刻な状況が続いております。こうした中、改めて平和の尊さや命の大切さについて考えることは極めて重要であると認識しております。

本町におきましても、恒久平和の実現は、町民共通の願いであり、次代を担う子供たちへの平和な社会を引き継いでいくことは、行政の重要な責務であると考えております。

御提案の非核・平和への意志を町民に示す取組につきましては、懸垂幕や看板、広報紙、ホームページ等を活用した啓発など町民の皆様が平和について考える契機となるような方法について、他自治体の事例も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9 番 宮地議員。

9 番（宮 地）

ありがとうございます。ぜひそういう方向で検討を進めていただきたいというふうに思います。

次に、平和の語り部の活動。これは私も直接聞いたことはないんですが、遺族会の皆さんを中心に私たち自分たちが小さい頃、どのような時代であったかと。兄弟や両親が戦地に動員されていくと。戦争というものをどのように感じていたかというよう

な話を子供たちに授業の一環ということなのか、情操教育の一環ということなのか、その辺は分かりませんが、子供たちに話をして一定の時間聞かせるという活動が全国的にも各地で行われているようです。ぜひ、本町においてもどうかという話が、実はこの議員と語る会の中で出まして、そうしたら遺族会の方が、そういう話ができる人を探してみたいという発言をされました。これは具体的には教育委員会とも相談をしないと進まないことではないかというふうに思うんですけども、ぜひ、そういう機会を子供たちが若いうちに聞かせておくということが、どんなに平和が尊いものであるかと、この時期に、ぜひそういう活動もしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

平和の語り部の活動について取り組むべきではないかというお話ですが、今年、戦没者の慰霊祭があったのかな、去年だったのかな、慰霊祭は。昨年度、中学生がお父さんが自衛隊員なんですけれども、平和に対する気持ちを作文を読んで、語り部じゃないけど、そういう戦争の悲惨さというか、それを朗読してくれて、私も涙が出たんですけれども、そういうことも遺族会の方が聞かれ、そういう感銘を受けられたのかと思ってですね、そういうことで戦争を直接体験された方々の高齢化が進む中、戦争の悲惨さや平和の尊さを後世へ継承していくことは、大変重要な課題であると認識しております。特に、実際の体験談に触れることは、映像や資料だけでは伝わりにくく、現実を学ぶ貴重な機会であり、平和教育の推進にも大きな意義があるものと考えております。

本町におきましても学校教育や社会教育の場において、関係機関や地域の皆様と連携しながら、平和学習や語り部の活動についても研究してまいります。

今後とも町民一人一人が平和の大切さについて理解を深め、次世代へ平和の心をつないでいけるよう、平和行政の推進に努めてまいります。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
9 番 宮地議員。

9 番（宮 地）

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）  
それでは、次に、3 番 児玉勇治議員の発言を許します。  
3 番 児玉議員。

3 番 (児 玉)

最後になりましたが、通告に従いまして、2点質問させていただきます。

1点目が学校の土曜授業についてであります。ある記事で、県内土曜授業6町全廃、190校実施せずとあったのですが、本町の令和7年度の土曜授業は何日あったのか。また、令和8年度は本町の3校が1回ずつ実施するとも書いてあったのですが、それに相違ないかを伺います。

議 長 (田之畑)

教育長。

教育長 (金 久)

お答えいたします。

平成25年11月29日付で文部科学事務次官から公立学校において、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることの通知がございました。教育委員会としましては、このことを踏まえつつ、学校教育法施行規則第61条ただし書の規定により、学校管理規則を児童生徒の教育環境の充実のため、教育委員会が必要と認める土曜日に授業を行うことができるものとする改正しました。

令和7年度においては、本町では、土曜授業を5回実施いたしました。本県におきましては、これまで県下全市町村において土曜授業を実施し、充実した学習や豊かな体験活動など、多くの成果を上げてきました。

一方、全国的には縮小・廃止の傾向が進み、本県におきましても縮小や廃止の意見があることから、本年度から地域と連携した価値ある活動等に精選する。なお、実施する場合は、年3回程度とするとされたところでございます。

県内の状況につきましては、未実施が29.2%の190校、1回が14.2%の92校、2回が22.0%の143校、3回が34.6%の225校、平均1.6回でございます。なお、本町におきましては、年1回、今年度土曜授業を実施することとしたところでございます。

以上でございます。

議 長 (田之畑)

3番 児玉議員。

3 番 (児 玉)

ただいま伺いましたが、本町の土曜授業は、通常授業なのか、学校行事、例えばスケッチ大会とか、持久走大会なんか、どちらをされているか尋ねます。

議 長 (田之畑)

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

土曜授業につきましては、本県では、県教育委員会の指導の下、これまで全県下におきまして、豊かな体験活動や地域人材等を活用した学習の充実等に取り組んでまいりました。その内容としましては、児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、一人一人の生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和の取れた育成を重視し、各学校の教育課題の解決を図るため、土曜日に実施することの利点を生かした授業を行うものでございました。

本町立小中学校におきましては、主にスケッチ大会、駅伝ロードレース大会、水泳発表会や避難訓練などをこれまで実施してまいりました。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

先日なんですけど、先ほど同僚議員からも話があったんですが、遺族等の議会と語ろう会があったんです。その席で代表者の方が今、世界で戦争があり、多くの子供たちが死んでいると。戦争の悲惨さを戦争経験者の私たちが本町の子供たちに知ってもらうために、講演する機会があれば実施したいと要望があったんです。高齢化も進み、戦争を経験する人も少なくなってきました。この貴重な話を土曜授業が年に1回であれば、土曜授業に取り入れてもらえないのか。また、ほかにも芸術やスポーツで活躍されている方の話を聞くことも一つの方法だと思うんですが、この土曜授業についてどう考えていらっしゃるかを尋ねます。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

土曜授業につきましては、地域人材を活用した多様な活動や体験活動の機会の充実を通じて、児童生徒が学ぶ楽しさを実感し、学習意欲が高まるなど、学びの充実につながるものであると認識しております。特に、地域と連携した価値ある活動を行う場合においては、有効であると考えております。

本町におきましては、11月第2土曜日に実施される町津波避難訓練の際に土曜授業を実施することとしたところでございます。

日本遺族会では、戦争の記憶の風化を防ぎ、平和の尊さを伝えるため、戦争体験者の遺族が今を生きる子供たちに戦争と平和について考える機会を提供しているようでございます。本町では、本年度、柏原小学校におきまして、町遺族会によります講演

会を開催する予定であると伺っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

今回、土曜授業を廃止した理由が、教員や子供の負担軽減や、土曜授業の内容は、平日でも実施できることが大きな理由のようですが、年1回の土曜授業は子供たちにとって貴重な時間だと思いますので、日頃の経験できないことをこの授業で学んでほしいです。

続きまして、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目は、学校の部活に関する事項についてであります。

以前、私は、令和4年だったんですけど、一般質問の回答で、中学校の部活は剣道などの運動活動部が八つ、文化活動が吹奏楽部の一つと言われましたが、それは変わらないのか。

また、教職員が1週間に部活動に携わる時間は24時間程度とも回答されているんですが、その後、変化はないかを伺います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

令和4年度当初、東串良中学校における部活動は、運動部が剣道部など八つ、文化部が吹奏楽の一つでございました。なお、バレーボールにつきましては、部員数の関係から令和4年度中に廃部となりました。

現在は、運動部が剣道、空手道、サッカー、男子ソフトテニス、女子ソフトテニス、女子バスケットボール、野球の七つ、文化部が吹奏楽部の一つでございます。

国が示したガイドラインでは、中学校の部活動は、平日と週休日にそれぞれ1日ずつ休養日を設けるようになっており、東串良中学校では、基本的には国が示したガイドラインに準じて部活動を行っております。季節にもよりますが、平日の活動時間は2時間程度、週休日の活動時間は3時間程度でございます。ただし、週休日は、休日に大会や練習試合等が行われる場合には、終日の活動となることもございます。活動時間は部によっても異なりますが、教職員が1週間に部活動に携わる時間は、最大24時間でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

今、部活動に携わる時間等を聞いたんですけど、部活の時間が長いとか、休みが取れないとか、教職員の方で問題はないのか。また、外部指導者も来られていると思うんですけど、その外部指導者に対しての連携はどうなっているのか伺います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義は高いものと考えます。

なお、教職員が平日部活動指導時に教材研究などに取り組むこともあるため、時間外在校時間が長時間に及ぶことは、教職員の働き方改革の視点からは配慮が必要であると捉えております。東串良中学校におきましては、部活動指導員を配置している部活動におきましても、また、学校名で出場するクラブチームにおきましても、学校職員を顧問として位置づけております。なお、部活動指導員をはじめ、外部指導者と部活動顧問との連携は図られていると聞いております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

ただいま教育長が言われたとおり、部活動は部員、教師、そして先輩・後輩の絆をつくる大切な場所なので、温かく見守っていただければと思います。

次が部活の遠征時に、この前、北越高校の男子1名が死亡した事故がありました。大体もう1か月ちょっとになりますかね。そこで、本町の部活動の対外試合の生徒の送迎はどうなっているかを伺います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

本年5月6日、私立北越高等学校ソフトテニス部が練習試合を目的として、遠征先の福島県双葉郡富岡町に向かうべく、乗車していたマイクロバスがクッションドラムに衝突し、道路側のガードレールに突っ込み、生徒1人が死亡、運転手や生徒、走行車線にせり出し、ガードレールに追突した後続ワゴン車の同乗者など26人が負傷するという重大な事故が発生しました。

教育委員会としては、対外運動競技等の参加は、原則として公共交通機関を利用すること、部活動顧問が保護者や部活動関係者等の車を借り上げて運転し、生徒を乗せることがないようにすることなどを指導しているところでございます。

東串良中学校におきましては、中学校体育連盟主催大会や中学校音楽教育連盟主催大会に参加する場合におきましては、バスを借り上げた上で部活動顧問が同乗しております。なお、その他の練習試合等に参加する場合につきましては、保護者の送迎により参加していると聞いております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

私が今回の事故で一番残念だったのは、この事故を起こしたバスの中に大人が同乗していなかったということです。生徒だけでは、問題が生じた場合、正しい判断が困難な場合が生じると思います。だから、バス等を使用する場合は、顧問なり、大人の同乗の大切さを痛感しました。今、教育長が言われたとおりの引率体系ならば十分安全な対策をしていただき、最後の質問に移らせていただきます。

文部科学省から部活遠征や対外活動への安全確保を求める通知書が届いていたと思うのですが、その内容についてどのようにお考えかを質問します。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

学校の管理下での部活動の遠征のための移動中に、決してあってはならない事故が起きてしまいました。このことを受け、本年5月19日付で、スポーツ庁地域スポーツ課長や文化庁参事官等から部活動の遠征等における安全確保について通知がございました。その内容は、部活動の移動も含めた校外活動時の安全確保について、事業者との適切な契約の締結等について、遠征等の必要性や移動手段の検討について、部活動中の安全確保と事故発生時の対応について、顧問の教師等任せにせず、学校組織全体で対応に当たることなどでございます。

教育委員会としましては、文部科学省からの通知文を中学校に通知するとともに、

## 会 議 の 経 過

今後とも生徒引率における安全対策及び適切な生徒引率等について指導したところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

ただいま教育長の回答を聞きました。未来ある子供たちが安全、そして安心して部活に取り組み、そして夢に向けて頑張れる環境づくりをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

以上で、一般質問を終わります。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月19日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会 午後 2時14分

令和8年第2回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 令和8年6月19日 午前 9時30分
閉 会 令和8年6月19日 午前10時18分

出席議員（10人）

1番 上池勝彦	2番 小川香織
3番 児玉勇治	4番 瀬戸山譲一
5番 牧原完治	6番 西園貞美
7番 前田隆	8番 上園ミキ
9番 宮地利雄	10番 田之畑稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

5番 牧原 完治 6番 西園 貞美

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 倉ヶ崎 和 治 書 記 清 瀧 美東士

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長	宮 原 順	住民課長	瀬戸口 衛
副町長	大 園 保 広	企画課長	上 野 史 生
教育長	金 久 三 男	まちづくり推進課長	上 原 久
会計管理者	駿河崎 哲 郎	農地課長兼農業委員会事務局長	上 野 勝 志
総務課長	浜 屋 啓 子	管理課長兼学校給食センター所長	中小野田 輝幸
農林水産課長	瀬戸山 雅 樹	社会教育課長	吉 留 潤一郎
福祉課長	小 林 真紀子	総務課長補佐	宮 田 潤
税務課長	西 田 博 文		
建設課長	寺 園 竜 二		

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

議 事 日 程

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 陳情第 8 号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（委員長報告）

日程第 3 陳情第 9 号 豊かな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（委員長報告）

日程第 4 陳情第10号 福祉施設に対する物価高騰対策支援の実施についての陳情書について（委員長報告）

日程第 5 発委第 1 号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

日程第 6 発委第 2 号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

日程第 7 同意第 1 号 農業委員会委員の任命について

日程第 8 同意第 2 号 農業委員会委員の任命について

日程第 9 同意第 3 号 農業委員会委員の任命について

日程第 10 同意第 4 号 農業委員会委員の任命について

日程第 11 同意第 5 号 農業委員会委員の任命について

日程第 12 同意第 6 号 農業委員会委員の任命について

日程第 13 同意第 7 号 農業委員会委員の任命について

日程第 14 同意第 8 号 農業委員会委員の任命について

日程第 15 議案第19号 東串良町円山公園管理センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 16 議案第20号 東串良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 17 議案第21号 令和 8 年度東串良町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 18 議案第22号 令和 8 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 19 議案第23号 令和 8 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 20 議案第24号 令和 8 年度東串良町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 21 委員会の閉会中の継続審査の件

日程第 22 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

日程第 23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、去る6月11日の本会議の一般質問において、4番 瀬戸山議員の発言の一部については、不穏当と認めますので、法に基づき議長において発言の取消しを命じます。なお、瀬戸山議員におかれましては、議会の秩序を乱すことのないよう、注意をいたします。

それでは、議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。

お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件について、変更があった場合、議長に一任することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第2 陳情第8号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

議 長（田之畑）

日程第2 陳情第8号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員長 前田 隆議員。

7番 前田議員。

7 番（前 田）

おはようございます。それでは、ただいま議題となりました陳情第8号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情について委員会の審査結果を報告いたします。

本件については、6月15日に開会いたしました教育産業常任委員会で陳情の内容等について審査したところです。

この陳情は、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられるよう2027年度政府予算に財源を編成するよう国の関係機関へ意見書を提出してほしいとの内容であります。

審査の結果、子供たちの豊かな学びの実現のためには、自治体間の教育格差が生じないことがないよう、国が財源保障し、教育の機会均等と水準の維持向上を図ることが必要であり、本陳情の趣旨、内容については、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、陳情第8号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、

2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、この陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第3 陳情第9号 豊かな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

議 長 (田之畑)

日程第3 陳情第9号 豊かな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員長 前田 隆議員。

7番 前田議員。

7 番 (前 田)

それでは、ただいま議題となりました陳情第9号 豊かな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情について委員会での審査結果を報告いたします。

本件については、6月15日に開会いたしました教育産業常任委員会で陳情の内容等について審査したところです。

この陳情は、子供たちに豊かな学びを保障するために小学校や中学校と同様に高等学校でも35人学級を早急に実施することや、学校の働き方改革、長時間労働の是正を実現するために加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を進めるようにといった内容の意見書を国の関係機関へ提出してほしいとの内容であります。

審査の結果、子供たち一人一人に行き届いた教育を保障するためには、少人数学級の実現が必要であり、また教員の長時間労働是正の働き方改革を行う上でも加配教員の増などの教職員定数の改善が必要であると本陳情の趣旨、内容について、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところです。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 (田之畑)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。  
これから、陳情第9号 豊かな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。  
お諮りします。  
この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。  
したがって、この陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第4 陳情第10号 福祉施設に対する物価高騰対策支援の実施についての陳情書について

議 長 (田之畑)

日程第4 陳情第10号 福祉施設に対する物価高騰対策支援の実施についての陳情書についてを議題とします。
本件について、委員長の報告を求めます。
総務民生常任委員長 上園ミキ議員。
8番 上園議員。

8 番 (上 園)

ただいま議題となりました陳情第10号 福祉施設に対する物価高騰対策支援の実

会 議 の 経 過

施についての陳情書について、委員会での審査結果を報告いたします。

本件については、6月15日に開会した総務民生常任委員会で、陳情の内容等について審査したところです。

この陳情は、町内で介護サービス、障害福祉サービス、養護老人ホーム、高齢者支援、地域生活支援などを提供する七つの福祉関係法人・福祉サービス事業者から提出されたものであり、近年の物価高騰により、エネルギー費や食材費などの運営経費が大幅に増加し、入所者・利用者の生活環境の維持に影響を及ぼしかねない状況となっていることから、町として負担軽減に向けた支援策の実施を求める内容であります。

審査の結果、福祉施設では、入所者・利用者の安全確保や健康維持のための物価高騰による影響を自助努力のみで吸収することが極めて困難であることが確認されました。

また、これらの施設は地域福祉を支える重要な基盤であり、サービスの縮小や事業継続の困難化は、地域住民、とりわけ高齢者や障害のある方々の生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されたとの意見もありました。

これらの審査内容を踏まえ、委員会としましては、本陳情の趣旨、内容については、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、陳情第10号 福祉施設に対する物価高騰対策支援の実施についての陳情書についてを採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、この陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第5 発委第1号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

議 長 (田之畑)

日程第5 発委第1号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題とします。  
本案について、趣旨説明を求めます。

教育産業常任委員長 前田 隆議員。

7番 前田議員。

7 番 (前 田)

ただいま議題となりました発委第1号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書ですが、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げるよう、国の関係機関に対し、意見書を提出しようとするものでございます。よろしく御賛同のほどお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番 小川議員。

2 番 (小 川)

委員会のほうでも願意妥当ということで私のほうも賛成をさせていただきました。願意妥当で、また今後、意見書として国のほうに上げられるということで、質問をさせていただきますと思います。

義務教育費国庫負担制度については、どのような制度か、再度説明をいただきたいなと思うことと、また三位一体改革の中で国庫負担金率が2006年に2分の1から3分の1に引き下げられたという経緯があります。その経緯と目的について、どのような内容で、そのようになったのかも併せて説明をいただけたらと思います。

また、意見書のほうに厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあり、自治体間の教育格差が生じるのは問題とあるが、本町ではどのような状況かも併せて質問させていただきたいと思います。

議 長 (田之畑)

## 会 議 の 経 過

7 番 前田議員。

7 番 (前 田)

誰に質問しているんですか。私に言ったのですか。

議 長 (田之畑)

暫時休憩します。

|     |              |
|-----|--------------|
| 休 憩 | 午前 9 時 4 5 分 |
| ◇   |              |
| 再 開 | 午前 9 時 4 7 分 |

議 長 (田之畑)

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、発委第 1 号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました発委第 1 号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を

議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第6 発委第2号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

議 長 (田之畑)

日程第6 発委第2号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

教育産業常任委員長 前田 隆議員。

7番 前田議員。

7 番 (前 田)

ただいま議題となりました発委第2号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書ですが、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、少人数学級や教職員定数の改善が推進されるよう、国の関係機関に対し、意見書を提出しようとするものです。よろしく御賛同のほどお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番 小川議員。

2 番 (小 川)

また暫時休憩でしていただいてもいいんですけども、今回の意見書のほう、願意は妥当ということで、先ほども私のほうも確認させていただきました。ただ一つ質問させていただきたいのが、意見書として2番の35人学級、こちらのほうが2028年までに35人に引き下げられるという、多くの方の働きかけによって成し遂げられようとしているんですけども、さらなる学級編制標準の引下げ等ということを書いてありますが、提出者の考えとしては、どの程度の人数を標準として引き下げたいというような要望がありましたら教えてください。

議 長（田之畑）

7 番 前田議員。

7 番（前 田）

人数ですか。さっき言ったように35人ですよね。35人以下、これは国に対して、こういうふうにこの陳情が当たり前だということで、少人数学級、教職員定数の改善に係る意見書ですよね。だからこれが妥当だということで、我が委員会では決定いたしました。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、発委第2号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました発委第2号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第7 同意第1号 農業委員会委員の任命について

議 長（田之畑）

日程第7 同意第1号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。同意第1号 農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

東串良町川東4993番地1サンコーポラス松原201号在住の谷口憲三さんを東串良町農業委員会委員に適任であると存じますので、任命に当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、同意第1号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

## 会 議 の 経 過

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第 8 同意第 2 号 農業委員会委員の任命について

議 長 (田之畑)

日程第 8 同意第 2 号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

同意第 2 号 農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

東串良町新川西 5 0 7 4 番地在住の鶴丸千尋さんを東串良町農業委員会委員に適任であると存じますので、任命に当たり、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

会 議 の 経 過

これから、同意第２号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第９ 同意第３号 農業委員会委員の任命について

議 長（田之畑）

日程第９ 同意第３号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

同意第３号 農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

東串良町川東４９４７番地在住の松留立美さんを東串良町農業委員会委員に適任であると存じますので、任命に当たり、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、同意第３号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第１０ 同意第４号 農業委員会委員の任命について

議 長（田之畑）

日程第１０ 同意第４号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

同意第４号 農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

東串良町池之原２９１９番地１在住の木佐貫一孝さんを東串良町農業委員会委員に適任であると存じますので、任命に当たり、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、同意第4号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第11 同意第5号 農業委員会委員の任命について

議 長 (田之畑)

日程第11 同意第5号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

同意第5号 農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

東串良町新川西4937番地在住の大村教男さんを東串良町農業委員会委員に適任であると存じますので、任命に当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

## 会 議 の 経 過

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、同意第5号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第12 同意第6号 農業委員会委員の任命について

議 長 (田之畑)

日程第12 同意第6号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

同意第6号 農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

東串良町川西2761番地1在住の内村初子さんを東串良町農業委員会委員に適任であると存じますので、任命に当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

会 議 の 経 過

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、同意第6号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第13 同意第7号 農業委員会委員の任命について

議 長 (田之畑)

日程第13 同意第7号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

同意第7号 農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

東串良町岩弘2062番地2に在住の稲村照隆さんを東串良町農業委員会委員に適任であると存じますので、任命に当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから、同意第7号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。  
お諮りします。  
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本件は同意することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第14 同意第8号 農業委員会委員の任命について

議 長（田之畑）

日程第14 同意第8号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。
町長からの提案理由の説明を求めます。
町長。

町 長（宮 原）

同意第8号 農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。
東串良町川東767番地在住の吉ヶ崎弘一さんを東串良町農業委員会委員に適任であると存じますので、任命に当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

7 番 前田議員。

7 番 (前 田)

ちょっとこの吉ヶ崎弘一さんという方は、農業委員にはふさわしくないのではないかと思います。

何でふさわしくないかという、水の管理、あぜの管理ですよ。水の管理もかけっ放しで、隣が牧草をつくっているんですよ。

議 長 (田之畑)

今は質疑ですから。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

7 番 前田議員。

7 番 (前 田)

私は、反対の立場で討論いたします。

何でかという、さっき言ったように、水の管理、大型農家なので仕方がないんじゃないかなという気もしますが、隣で牧草をつくってありますよね。それが収穫できないんですよ。あぜ越しに水が行ってできないの。本人に言ったら、直、私に言ってくれたらよかたになという方もいたようです。それと私も実際この目で見ました。隣で牧草を収穫をしようかという日にあぜ道に除草剤をかけられたんですよ。仮にそれをロールして、それをもし食べさせた場合、流産をするおそれがあるんですよ。それを保健所に尋ねてみました。それで流産をしたか、そこはなかなか確認が難しいですよと言われました。ある人は、そういうところに来て、隣に除草剤をかけて、それがロールにかかって、牛に食べさせたら案の定、流産をしたそうです。それで本人に言って賠償金を幾らか取りました。だから、この吉ヶ崎さん、大型農家だそうです。東串良で一番の大型農家だそうです。手が回らないと言え、それで終わりですけども、やっぱり農業委員としてちょっと不適切じゃないかなと、畜産農家からの要望もありました。ぜひこの方を農業委員に指定しないでくれというような意見もありましたので、私はこれで反対いたします。

議 長 (田之畑)

ただいま反対者の討論がありましたが、次に、本案に賛成者の発言を許します。

会 議 の 経 過

5 番 牧原議員。

5 番 (牧 原)

吉ヶ崎さんは、川東北部の推薦から受けた農業委員の候補なんです。ですから認定農家でもあり、ぜひ北部地区にこの方を農業委員としていただきたいと思います。賛成の立場で討論いたします。

議 長 (田之畑)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

ないようですので、これで討論を終わります。

これから、同意第8号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は同意することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第15 議案第19号 東串良町円山公園管理センター条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第15 議案第19号 東串良町円山公園管理センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る11日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 番 小川議員。

2 番 (小 川)

こちらの条例について、お休みの日を火曜・水曜日と改めるものという形で、さき

## 会 議 の 経 過

の委員会でも報告がありました。再度同じような質問ですが、御確認させていただきたいと思います。現在の職員数は何名か。安全管理の面からできる限り休みを設けないことが理想だと思いますが、本町では困難か。また連休、祝日、夏季などの運営に関して利用者の増加が見込まれる、そういった日の運営に関しては、このとおりであるか、町の考えを説明をお願いします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
企画課長に答弁させます。

議 長（田之畑）  
企画課長。

企画課長（上 野）  
お答えいたします。  
まず、本町の職員の人数でよろしかったですか。職員が1名、それから会計年度任用職員が2名で運営をしております。開館日を月曜日にすることによりまして、土日の連泊ですとか、日曜日に宿泊者が確保できるのではないかとということで、今回改正を行うものでございます。  
以上でございます。

2 番（小 川）  
・・・。

議 長（田之畑）  
企画課長。

企画課長（上 野）  
まず、休日については、開館をいたします。それから夏休みについても全て開館する予定としております。  
以上でございます。

議 長（田之畑）  
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから議案第１９号 東串良町円山公園管理センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第１６ 議案第２０号 東串良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第１６ 議案第２０号 東串良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る１１日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第２０号 東串良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第１７ 議案第２１号 令和８年度東串良町一般会計補正予算（第１号）

議 長（田之畑）

日程第１７ 議案第２１号 令和８年度東串良町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る１１日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第２１号 令和８年度東串良町一般会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第 18 議案第 22 号 令和 8 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

議 長 (田之畑)

日程第 18 議案第 22 号 令和 8 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る 11 日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第 22 号 令和 8 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第 19 議案第 23 号 令和 8 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）

議 長（田之畑）

日程第 19 議案第 23 号 令和 8 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る 11 日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第 23 号 令和 8 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第 20 議案第 24 号 令和 8 年度東串良町水道事業会計補正予算（第 1 号）

議 長（田之畑）

日程第 20 議案第 24 号 令和 8 年度東串良町水道事業会計補正予算（第 1 号）

会 議 の 経 過

を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る１１日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第２４号 令和８年度東串良町水道事業会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

〜〜

◆ 日程第２１ 委員会の閉会中の継続審査の件

議 長（田之畑）

日程第２１ 委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

教育産業常任委員長から目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第７５条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第２２ 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議 長（田之畑）

日程第２２ 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第７５条の規定により、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第２３ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議 長（田之畑）

日程第２３ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

委員長から会議規則第７５条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

令和８年第２回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前１０時１８分